

第2章 自治体における人権啓発の現状把握調査から

内田龍史・佐小田聡¹

はじめに

本調査では、各自治体における人権啓発の現状について丁寧な把握を行っている。本章では、調査から得られたデータをもとに、各自治体における、①人権啓発の体制、②人権啓発の内容、③人権啓発の課題について概観し、効果的な人権啓発に向けて、課題を克服するための若干の提言を行う。

1 人権啓発の体制

1-1 人権の主管部署

自治体行政は人権行政であることは言うまでもなく、全市民の市民的権利と市民的自由の保障・確立に携わっているものであり、人権と関係のない部署はないといってよいだろう。とはいえ、すべての自治体において人権あるいは人権啓発を主管する部署が設けられており、さまざまな業務が執行されている（表2-1）。

その傾向をまとめると、以下のようになる。多くは、首長部局（市長公室、総務部、市民生活関係部署、政策の企画・推進部署）に位置づけられており、大規模な自治体においては、人権局・人権部が設置されているところもある。小規模な自治体では、男女共同参画・平和事業を兼ねているところもある。

表2-1 人権の主管部署

	主管部署
大阪府	政策企画部人権室 教育委員会教育政策室人権教育企画課
大阪市	市民局人権室
堺市	市民人権局人権部人権推進課
東大阪市	人権文化部人権室人権啓発課 なお、人権室の下には同和調整課もあり、施設管理などの業務を行っている。 また、人権文化部の下に「人権文化センター」(2カ所)がある。 人権啓発課は平和も担当し、「日本非核宣言自治体連絡協議会」にも参加。
枚方市	市長公室人権政策室
豊中市	人権文化部人権企画課 人権文化部男女共同参画推進課 人権文化部人権まちづくりセンター
吹田市	自治人権部人権平和室
高槻市	市民協働部人権室
八尾市	人権国際課人権政策係、人権教育課
茨木市	人権部人権室人権同和課啓発係 推進係

¹ 本章全体の執筆は内田が行ったが、2-2については佐小田が整理を行った。

『人権啓発の現状把握と効果検証に向けた指標作成研究事業報告書』

	調整係
寝屋川市	人・ふれあい部人権文化課 男女共同参画も担当。
岸和田市	市民生活部人権推進課 学校教育部人権教育課
和泉市	「ひと・まち創造部人権国際課」 平和も担当
守口市	市民生活部人権室
門真市	市民生活部人権政策室
箕面市	人権文化部人権政策課
大東市	人権推進部人権政策室 男女共同参画も担当 人権推進部啓発推進課 教育委員会学校教育部教育政策・人権室人権教育グループ 教育委員会生涯学習部
松原市	総務部人権文化室、「ふれあい人権文化センター」 男女協働参画、市民協働、人権相談も主管となる。
富田林市	市長部局人権文化部人権政策課 ふれあい交流課 男女共同参画係
羽曳野市	市民人権部人権推進課 男女共同参画、平和に関する啓発活動も人権推進課が行う。
河内長野市	市民文化部人権推進室
池田市	子育て・人権部人権推進課 男女共同参画も主管となる なお、付随する組織として「人権文化交流センター」がある。
泉佐野市	人権推進部人権推進課
貝塚市	都市政策部人権政策課
摂津市	市長公室人権室人権推進課 市長公室人権室女性政策課 男女共同参画センター
泉大津市	市民産業部人権啓発課
交野市	市長公室人権政策担当
柏原市	市民生活部人権推進課
藤井寺市	市民生活部地域振興課人権政策室
泉南市	人権推進部同和政策課 人権ふれあいセンター 人権推進課 男女共同参画にも従事
高石市	総務部人権推進課 なお、同じ場所で人権協会の人権相談員も勤務している。
大阪狭山市	総務部人権広報グループ
四條畷市	総務部人権政策推進課
阪南市	総務部人権推進課
熊取町	政策推進部人権推進課
島本町	総合政策部人権推進課
豊能町	総務部自治人権課 男女共同参画も担当
岬町	企画部人権推進課 教育部指導課
忠岡町	町長公室自治推進課人権平和室 男女共同参画も主管となる。
河南町	住民部生活環境課人権男女共同社会室 平和に関する啓発も担当。
太子町	住民部住民生活課
能勢町	総務部人権総務課人権自治係
田尻町	総務部企画人権課 男女共同参画も主管となる。

千早赤阪村	住民課
-------	-----

1-2 人権行政に関する方針・計画・体制

人権啓発を包含することになる、人権行政に関する方針・計画・体制については、基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無についてたずねている（表2-2）。なお、教育・啓発に特化したものや条例（別項）などについて記載されているものは除外した²。また、人権行政に関するものがない場合は、同和行政に関するものを掲載している。

また、それらと総合計画との関係についてもたずねているが、いずれも総合計画と関連付けられている。しかし、実施計画と呼ぶことができるような、各部局にわたる推進計画を作成している、さらには事業評価をするに至っている自治体は少ない。

表2-2 人権行政に関する方針・計画・体制

	人権行政に関わる基本方針	人権行政に関わる基本計画	人権行政に関わる実施計画	人権行政に関わる推進体制
大阪府	「大阪府人権施策推進基本方針」(2001年3月)			「大阪府人権施策推進審議会」 「大阪府人権教育推進懇話会」 「大阪府人権相談・救済システム専門家会議」 「大阪府人権施策推進本部」
大阪市	「大阪市人権行政基本方針」(1999年4月)			「大阪市人権施策推進本部」
堺市	「堺市人権施策推進基本方針」(2003年)	「堺市人権施策推進計画」(2005年)		「堺市人権施策推進本部」(2002年)
東大阪市				
枚方市	「人権施策基本方針・計画」(2002年3月策定、2010年見直し予定)	「人権施策基本方針・計画」(2002年3月策定、2010年見直し予定)		「枚方市人権擁護推進本部」
豊中市	「豊中市人権行政基本方針」(2008年2月)			
吹田市	「吹田市人権施策基本方針」(2006年2月)			「吹田市人権施策推進本部」(2006年2月)
高槻市	「高槻市人権施策基本方針」(2004年3月)	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」(2005年3月)	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」(2005年3月)	「人権啓発幹事会・人権擁護推進本部」(1978年)
八尾市	特にないが、「八尾市総合計画[やお未来・元気プラン21]」において、都市づくりの基本理念の一つとして「人権が尊重され共生の心あふれる人間都			「八尾市人権施策推進本部」

² 資料編には、アンケート等に記載どおりのものを掲載している。

『人権啓発の現状把握と効果検証に向けた指標作成研究事業報告書』

	市づくり」を掲げている。			
茨木市	「茨木市人権施策推進基本方針」(2004年3月)		「茨木市人権施策推進計画」(2005年3月)	「茨木市人権擁護対策推進委員会」
寝屋川市				
岸和田市	「岸和田市人権施策基本方針」(2005年3月改訂)	「岸和田市人権施策推進プラン」(2006年11月策定、2007年12月改訂)		
和泉市	「和泉市人権行政基本方針」(2002年12月)			「和泉市人権擁護施策推進本部」
守口市				
門真市				「門真市人権教育推進本部」
箕面市	「箕面市人権のまち推進基本方針」(2005年3月)			「箕面市人権行政推進本部会議」(1999年4月) ※箕面市女性施策推進本部会議(1995年)と箕面市人権啓発推進本部会議(1994年)が合併・発展改組し発足
大東市	「大東市人権行政基本方針」(2005年3月)			「大東市人権行政推進本部」(2005年4月)
松原市	「松原市人権施策基本方針」(2005年3月) 「市民憲章」(1977年10月)	「松原市人権施策行動計画」(2007年1月)	「松原市人権施策行動計画」(2007年1月)	「松原市人権啓発推進会議」
富田林市	「富田林市人権行政基本方針」(2007年3月)	2008年度中を目標にプランを作成中	作成予定	「人権啓発推進会議」
羽曳野市				
河内長野市	「河内長野市人権施策基本方針」(2006年)			「河内長野市人権施策推進本部」(2005年)
池田市	「人権行政基本方針」(2007年3月)			「人権を大切にすまらちづくりの推進に関する条例」推進本部
泉佐野市	「泉佐野市人権行政基本方針」(2004年7月)	「泉佐野市人権行政基本方針」(2004年7月)		「泉佐野市人権対策本部」
貝塚市	「貝塚市人権行政基本方針」(2005年4月)	「貝塚市人権行政基本方針」(2005年4月)		「貝塚市人権擁護施策推進本部」(2004年8月)
摂津市	「摂津市人権行政推進計画」(2004年4月)	「摂津市人権行政推進計画」(2004年4月)		「人権行政推進本部」
泉大津市	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり基本方針(改訂版)」(2006年)			「泉大津市人権施策推進本部」(1985年市長を本部長とする)
交野市	「交野市同和行政基本方針」(2004年)			

第2章 自治体における人権啓発の現状把握調査から

柏原市	「柏原市人権行政基本方針」(2006年10月)	「柏原市人権行政推進プラン」(2006年10月)		
藤井寺市	「藤井寺市人権行政基本方針」(2005年3月)	「藤井寺市人権行政推進プラン」(2005年3月)		「藤井寺市人権行政推進本部」(2003年6月)
泉南市	現在作成中			「泉南市人権政策推進本部」
高石市	「高石市同和行政推進大綱」(1999年7月)	「高石市人権行政推進プラン」(2001年3月)		
大阪狭山市	「大阪狭山市人権行政基本方針」(2005年5月)	2008年度中に「大阪狭山市人権行政推進計画」を策定予定		「大阪狭山市人権施策推進本部」(2003年)
四條畷市	「四條畷市人権行政基本方針」(2007年4月)	現在作成中(2008年度完成予定)		
阪南市	「阪南市人権施策推進基本方針」(1998年2月策定、2005年4月改定)	「阪南市人権施策推進基本方針」(1998年2月策定、2005年4月改定)		「阪南市人権行政推進本部」
熊取町	「熊取町人権行政推進大綱」(1998年12月策定、2003年3月改訂)	「熊取町人権行政推進プラン」(2001年2月策定、2003年3月改訂)		「熊取町人権擁護審議会」(1996年3月制定)
島本町				
豊能町	「豊能町人権行政基本方針」(2006年3月)	「豊能町人権行政推進計画」(2007年12月)		
岬町	「岬町同和行政基本方針」を活かしている	「岬町同和行政推進プラン」を活かしている。現在、「人権行政推進プラン」を検討中		
忠岡町	「人権行政に関する基本方針」(1997年7月策定、2003年4月改訂) 「忠岡町同和行政推進大綱」(2003年4月改訂)	「忠岡町人権啓発プラン」(2003年4月)		
河南町	「河南町人権行政基本方針」(2007年3月「河南町同和行政基本方針」から改訂)	「河南町人権行政推進プラン」(2005年2月、「河南町人権啓発プラン」を包括して作成)		「人権擁護に関する庁内検討委員会」
太子町	「太子町人権行政基本方針」(2004年3月策定、2007年3月改訂)	「太子町人権行政推進プラン」(2005年3月策定、2007年3月改訂)		
能勢町	「能勢町同和行政基本方針」(1999年)	「能勢町同和行政推進プラン」(1999年)		
田尻町	「田尻町人権行政推進大綱」(2003年8月に同和行政推進大綱から改訂)	「田尻町人権行政推進プラン」(2003年8月)		「田尻町人権対策本部」(1998年)
千早赤阪村	「千早赤阪村人権行政基本方針」(2004年)	「千早赤阪村人権行政推進プラン」(2005)		

	3月策定、2007年3月改定)	年3月策定、2008年3月改定予定)		
--	-----------------	--------------------	--	--

さらに、人権（教育）啓発に特化して整備されている体制面に関して、同様に基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無についてたずねている（表2-3）。ほとんどの自治体において、人権教育・啓発に関する基本方針が整備されていることがわかる。なお、人権教育・啓発については、上述した人権行政に関する方針・計画に含まれている場合もある。

表2-3 人権啓発に関わる体制

	啓発に関わる基本方針	啓発に関わる基本計画	啓発に関わる実施計画
大阪府	「人権教育基本方針」(1999年3月)	「大阪府人権教育推進計画」(2005年3月) 「人権教育推進プラン」(1999年3月)	
大阪市	「大阪市人権教育・啓発推進計画」(2005年4月)	「大阪市人権教育・啓発推進計画」(2005年4月)	
堺市	「堺市人権施策推進基本方針」(2003年)	「堺市人権施策推進計画」(2005年)	
東大阪市			
枚方市	「人権施策基本方針・計画」(2002年3月)	「人権教育・啓発基本計画」(2004年4月)	
豊中市	「人権啓発基本方針」(1992年) 「人権教育・啓発基本計画」(2001年9月)	「人権教育・啓発基本計画」(2001年9月)	
吹田市	「吹田市人権施策基本方針」(2006年2月)		
高槻市	「高槻市人権施策基本方針」(2004年3月)	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」(2005年3月)	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」(2005年3月)
八尾市	特にないが、「八尾市総合計画[やお未来・元気プラン21]」において、都市づくりの基本理念の一つとして「人権が尊重され共生の心あふれる人間都市づくり」を掲げている。	「八尾市人権教育・啓発プラン」(2006年3月)	「八尾市人権教育・啓発プラン」(2006年3月)
茨木市	「茨木市人権施策推進基本方針」(2004年3月) 「茨木市人権教育基本方針」(2003年3月) 「茨木市人権保育基本方針」(2003年4月)	「茨木市人権保育カリキュラム」(2005年4月)	「茨木市人権教育推進プラン」(2003年3月) 「茨木市人権保育カリキュラム」(2005年4月)
寝屋川市			
岸和田市	「岸和田市人権施策基本方針」(2005年3月改訂) 「岸和田市人権教育基本方針」(2002年4月)	「岸和田市人権施策推進プラン」(2006年11月策定、2007年12月改訂)	
和泉市	「和泉市人権行政基本方針」(2002年12月)	「和泉市人権教育のための新計画」(現在策定中、19年度末に完成予定。)	「和泉市人権教育のための新計画」(現在策定中、19年度末に完成予定。)
守口市	「守口市人権教育基本方針」(2002年)	「守口市人権教育推進プラン」(2002年)	
門真市	「門真市人権教育推進のため	「門真市人権教育推進のため	

第2章 自治体における人権啓発の現状把握調査から

	の行動計画」(1999年) 「門真市人権教育・人権啓発推進基本計画」	の行動計画」(1999年) 「門真市人権教育・人権啓発推進基本計画」	
箕面市	「箕面市人権のまち推進基本方針」(2005年3月) 「箕面市人権教育基本方針」(2000年8月) 「平成19年度箕面市教育実施方針の6.人権教育の推進」(2007年4月)		
大東市	「大東市人権啓発基本方針」(1991年6月)		
松原市	「松原市人権施策基本方針」(2005年3月)	「松原市人権施策行動計画」(2007年1月)	「松原市人権施策行動計画」(2007年1月)
富田林市	「富田林市人権行政基本方針」(2007年6月)	2008年度中を目標にプランを作成中	作成予定
羽曳野市			
河内長野市	「河内長野市人権施策基本方針」(2006年) 「河内長野市同和行政基本方針」(1999年)	現在作成中	
池田市	「人権啓発基本方針」		
泉佐野市	「泉佐野市人権教育推進計画」(2005年10月)	「泉佐野市人権教育推進計画」(2005年10月)	「泉佐野市人権教育実施計画」(2005年10月)
貝塚市	「貝塚市人権行政基本方針」(2005年4月)	「貝塚市人権行政基本方針」(2005年4月)	
摂津市	「摂津市人権行政推進計画」(2004年4月)	「摂津市人権行政推進計画」(2004年4月)	
泉大津市	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」(1994年12月制定、2006年改訂) 「泉大津市人権を尊ぶまちづくり基本方針(改訂版)」(2006年)	「泉大津市人権教育・啓発推進計画」(2007年4月)	
交野市	「交野市人権啓発基本方針」(2007年)		
柏原市	「柏原市人権行政基本方針」(2006年10月) 「柏原市人権教育基本方針」(1968年制定、2005年改正)	「柏原市人権行政推進プラン」(2006年10月)	
藤井寺市	「藤井寺市人権行政推進プラン」(2005年3月)	「藤井寺市人権教育・啓発のための推進プログラム」(2005年10月)	
泉南市	「泉南市人権教育基本方針」(2007年3月) 「泉南市人権保育基本方針」(2006年12月)	「人権教育のための国連10年泉南市行動計画」(2000年3月)	「泉南市人権教育推進プラン」(2008年3月) 「泉南市人権保育推進プラン」(2008年3月)
高石市	「高石市人権啓発基本方針」 「高石市同和行政推進大綱」 「高石市人権啓発基本方針」	「高石市人権行政推進プラン」	
大阪狭山市	「大阪狭山市人権行政基本方針」(2005年5月)	現在作成中の「大阪狭山市人権行政推進計画」に含めている。	
四條畷市	「四條畷市人権行政基本方針」(2007年4月)		
阪南市	「阪南市人権施策推進基本方針」	「阪南市人権施策推進基本方針」	

熊取町	「熊取町人権行政推進大綱」 (1998年12月策定、2003年3月改訂)	「熊取町人権行政推進プラン」 (2001年2月策定、2003年3月改訂)	
島本町			
豊能町	「豊能町人権行政基本方針」 (2007年3月)	「豊能町人権行政推進計画」 (2007年12月)	「豊能町人権行政推進計画」 (2007年12月)
岬町	「岬町同和行政基本方針」に含 めている。 「岬町人権教育基本方針」 (2001年11月)	「岬町同和行政推進プラン」に 含めている。	「岬町同和行政推進プラン」に 含めている。
忠岡町	「人権行政に関する基本方針」 (1997年7月策定、2003年4 月改訂) 「忠岡町同和行政推進大綱」 (2003年4月改訂) 「忠岡町人権教育基本方針」 (2001年4月)	「忠岡町人権啓発プラン」 (2003年4月)	
河南町	「河南町人権行政基本方針」 (2007年3月) 「河南町人権をまもるまちづくり 条例・同施行規則」(2001年12 月)	「河南町人権行政推進プラン」 (2005年2月)	
太子町	「太子町人権行政基本方針」 (2004年3月策定、2007年3 月改訂)	「太子町人権行政推進プラン」 (2005年3月策定、2007年3 月改訂)	
能勢町	「今後の人権啓発のあり方」 (2001年)	「今後の人権啓発のあり方」 (2001年)	「今後の人権啓発のあり方」 (2001年)
田尻町	「田尻町人権行政推進大綱」 (2003年8月に同和行政推進 大綱から改訂)	「田尻町人権行政推進プラン」 (2003年8月)	
千早赤阪村	「千早赤阪村人権行政基本方 針」(2004年3月策定、2007年 3月改定)	「千早赤阪村人権行政推進プ ラン」(2005年3月策定、2008 年3月改定予定)	

1-3 人権啓発に関する庁内の横断的な組織

人権施策・啓発について、庁内の横断的な連絡調整組織についてたずねている(表2-4)。この項目を用意したねらいとしては、人権施策・啓発に関わって、部署を越えた連携がとれているのかどうかを把握することであった。

市の多くは人権に関する「人権〇〇推進本部」を設置している。その場合、市長もしくは副市長を本部長とし、部長級で本部会議、課長級で幹事会を構成しているところが多い。こうした本部は、男女共同参画など、他に設置されている推進本部とほぼ同様の構成になっている。小規模な自治体、特に、町村レベルではこうした本部は設置されていないことが多いが、庁議や課長会が実質的に横断的な組織となっているところもある。横断的な関係で言えば、規模の小さい町村の方がお互いの顔がよく見えることもあり、連携がとれているように思われる。

各部署の連携については、「人権推進員」、「兼務職員」などといった名称で、人権関連業務に従事し、人権主管部署との連絡係となる職員を各課に設置する自治体もある。

これら横断的な庁内組織の多くは、実際には適宜改訂される人権に関する法律・条例、施策の周知徹底の場となっている。同和問題に関しては差別事象やそれへの対応が共有されたりしているようだが、各部署で担当している人権に関する問題・事象が共有されたり、それらを啓発実践に活かしていくことは少ないようである。

また、DV、児童虐待などの個別問題に関する連絡会を設置する自治体もある。

表 2-4 庁内の横断的な連絡調整組織

	庁内の横断的な連絡調整組織
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府人権施策推進本部」 知事を本部長、部長級を本部員として構成される。人権尊重の視点に立った総合的かつ効率的な人権施策(人権啓発及び人権擁護に関する施策)を推進するために設置され、方針作成時等に開催される。 ・「人権室兼務職員」(19名) 各部総務課及び人権に関わりの深い課の課長補佐等を「人権室兼務職員」に任命し、人権室を中心とした全庁的な調整をおこなっている。年4回程度、会議を開催。
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市人権施策推進本部」 市長を本部長、副市長を本部長代行、本部長代行になっていない副市長と収入役を副本部長、経営企画監、危機管理監、各部署の長などを本部員として本部を構成し、また本部の下には各部署の課長級職員により「幹事会」が構成されている。 市民局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、経済局長、教育長および市民局理事を「常任本部員」としている。平成19年度は2回幹事会議が開催されている。
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ・「堺市人権施策推進本部」 副市長をトップとし、部長級による本部会と関連各課の課長級による幹事会から構成される。本部会は啓発の報告、事業の状況の確認を行い、幹事会は月1回開催され、各課で意見交換をしている。事務局は人権推進課が担当し、会議の案内および課題の確認する一方で、所管の課から法令などの周知をはかるように教示されることもある。
東大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権啓発推進本部」 市長を本部長とし、部長級による本部会、各部の総務担当課の課長クラスによる幹事会によって構成される。事象発生時の情報確認、啓発活動の意義説明等を協議する。 ・「東大阪市男女共同参画施策推進本部」 男女共同参画に関する、「人権啓発推進本部」と同様の組織。
枚方市	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権擁護推進本部」 各部門の人権施策などを諮っていく。年1回研修会を実施。また、本部の会員に対する研修もある。 ・人権週間事業は人権政策室、障害福祉課、企画課、社会教育課が合同で行っている。
豊中市	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権啓発推進会議」(1988年) 副市長を議長とする関係部長級職員による推進会議、関係課長級職員による主担者会、主担者会幹事会あり、推進会議では人権啓発に係る基本方針及び計画の検討策定及び改廃、人権啓発事業にかかる総合調整などを所掌する。 ・個別課題に関しては課長級職員等の実務者同士が会議をもち、個別に対応している。
吹田市	<ul style="list-style-type: none"> ・「吹田市人権施策推進本部」 市長を本部長、副市長・教育長・水道事業管理者等を副本部長、部長級を本部員、次長・室長を幹事として構成される。事務局は人権平和室と教育委員会が担当。協議事項が発生した段階で開催。 ・「児童虐待防止ネットワーク会議」(保育所、警察、人権擁護員などと連携)、「DV被害者に関連する部署の連絡会議」等も設置している。
高槻市	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権擁護推進本部」 市長を本部長、副市長と教育長を副本部長、本部員を部長級として構成。人権に関する施策の調整、計画の策定などを協議する。 ・「人権啓発推進本部幹事会」 関係各課の課長級で構成される。推進本部で決定された施策の円滑な実施のため、本部員を補佐する。
八尾市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権国際課が人権研修・啓発事業などを集約している。 ・教育委員会については人権教育課が人権研修・啓発事業などを集約している。
茨木市	<ul style="list-style-type: none"> ・「茨木市人権擁護対策推進委員会」 市長、副市長、部長級の組織で、事象が発生時に開催される。専門部会として課長級職員による「人権啓発検討部会」がある。 ・「人権問題啓発担当者会議」 「人権啓発検討部会」に置かれる担当課の係長級の会議(14名)で年4回開催される。 各課での啓発、人権啓発冊子について情報交換をしたり、研修会を開催し、担当者の人権意識の

『人権啓発の現状把握と効果検証に向けた指標作成研究事業報告書』

	高揚を図っている。
寝屋川市	「寝屋川市人権啓発推進庁内連絡会」 年4回の会議を開催。年度における事業計画等を協議する。差別事象等の問題発生時には随時開催。
岸和田市	・「岸和田市人権協会」の事務局に市の関係部局の職員が入っており、「岸和田市人権協会」の事務局会議が連絡の場となっている。
和泉市	・「和泉市人権擁護施策推進本部」 市長を本部長とし、特別職及び部長級の職員を本部員、課長級の職員を幹事、課長補佐級及び係長級の職員を推進員(人権に関する課など)とする合計約60名で構成される。年2回程度、定期的に会議を開催、差別事象発生時には随時開催。市の人権課題の方向を出す、庁内での対応を決めていく機関。 ・各個別問題については関連部署が個別に会議をもっている。 ・人権国際課がすべての課に対してヒアリングを実施し、人権問題(職員の意識確認、問題発生の有無、職場内の人権課題等)を把握するようにしている。 ・内部の研修も実施している。 ・現在、推進委員は人権に関する課のみ設置することになっているが、来年度はすべての職場に「人権推進委員」を置くことを予定している。人権問題時の発生時には「人権推進委員」が人権国際課との連携を図る。
守口市	・「守口市人権啓発推進委員会」 おおむね全課の課長級の会議。定例の会議はなく、プランを立てる時などに開催される。
門真市	・「門真市人権教育推進本部」 市長をトップ、部長級を本部員にて本部長会、次課長にて幹事会を構成。全庁的な人権問題に対して協議し、周知徹底を図る。人権政策室が連絡、調整を担当し、必要に応じて随時開催される。
箕面市	・「箕面市人権行政推進本部会議」 部長級会議。年に1回以上開催。事業の報告、条例の制定などがあれば開催。人権政策課が事務局となる。 ・「人権教育プロジェクト会議」
大東市	・「大東市人権行政推進本部」(2005年) ・「人権推進部兼務職員制度」 各部の総括次長は人権推進部から辞令を受け人権推進部の業務を兼務する。行政機構内の連携、調整および指導体制の確立を図る。兼務職会議を年1回開催。各課での取り組みを発表する。 ・「大東市男女共同参画社会推進本部」(1995年) 市長を本部長、副市長を副本部長、部長級を本部員として構成される。本部会議は必要に応じて随時開催される。推進本部の下に、具体的案件を協議、検討するために課長級で構成される幹事会を設置している。幹事会の提示した事項を検討するために、ワーキング・グループを置き、市長が任命した職員と公募の職員で協議を行う。 ・「人権問題職場研修指導員・推進員制度」 各職場における職場研修を推進するために「人権問題研修指導員」(人権推進部兼務職員)・「人権問題研修推進員」(課長及び総務部長が指名する職員)を設置している。「指導員」と「推進員」はそれぞれ人事課が指定する研修に参加する。各課の「指導員」と「推進員」は相談のうえ、職場研修を実施する。実施後は実施状況を人事課へ報告する。
松原市	・「松原市人権啓発推進会議」 啓発について横のつながりを持つための組織で人権文化室長を委員長、関係課課長級(15課+図書館)を委員として構成される。最低年2回開催されるが、差別事象発生時などの必要時には随時開催される。人権文化室が事務局を担当している。年度の啓発テーマを決める際には、年度初めの会議で当該年度のテーマを全員で検討 ・啓発事業(「ヒューマンフェスタ」)への参加、啓発事業の企画を行う。 ・会議の場ではブレインストーミング的に、参加者は必ず何か意見を発言できるように実施。
富田林市	・「人権啓発推進会議」 庁内20課で構成される。年2回開催され、活動内容、人権に関わる報告、動員依頼、計画作成等について協議される。人権政策課が事務局となる。
羽曳野市	市の組織としてはないが、「人権啓発推進協議会」の事務局に市の管理職も参加している。これを通じて各課に連絡。事務局の会合は総会時に1回、人権啓発推進協議会の研修会時に1回行う。
河内長野市	・「河内長野市人権施策推進本部」 本部(市長、特別職、部長級)、幹事会(室長、課長級)、主担者会(主管級の職員)の3部体制。年に1、2回開催される。

池田市	<p>・「人権を大切にすまちづくり条例推進本部」 市長を推進本部長は市長、部長クラスを本部員として構成。定期的に会議が開催されているわけではなく、啓発事業の検討、庁内の周知徹底事項発生時に随時開催している。事務局は人権推進課が担当。</p> <p>・「女性政策推進本部」 年1～2回、本部会議を開催し、事業報告などを行っている。</p> <p>・教育関係部署・人事部等とは、必要時にその都度協議している。</p>
泉佐野市	<p>・「泉佐野市人権対策本部」及び「啓発部会」(1978年設置) 市長を本部長、副市長を副本部長、収入役、教育長、病院事業管理者、全部長級で本部委員を構成し、全職員を本部員と位置づけている。関係機関との連絡調整、差別事象に対する調査、分析、啓発、その他必要な措置に関する協議などをおこなう。</p> <p>「泉佐野人権対策本部」のもとには「人権啓発小委員会」、「人権行政推進小委員会」、「人権小委員会」、「人権教育推進委員会」の委員会が置かれ、それぞれの委員会のもとに各種部会が設置され、各部会で活動している。</p> <p>「啓発部会」は「泉佐野市人権対策本部」の下にある「人権啓発小委員会」の部会で、各種啓発事業を企画・立案し実施している。</p>
貝塚市	<p>・「貝塚市人権擁護施策推進本部」 市長を本部長、副市長・教育長を副本部長、部長級を本部員、関係各課の課長級を幹事として構成され、必要に応じて召集される。問題事象発生時にはその都度、人権政策課が関連部署と連絡を取る</p> <p>・「男女共同参画推進委員会」 係長級以上の女性職員(46名。関係各課以外も含む)で構成され、啓発冊子の作成、フォーラムの開催、庁内の啓発、推進などを行っている。今後は男性職員も推進委員に含める方針。</p>
摂津市	<p>・「人権行政推進本部」 市長を本部長、部長級職員を部員として構成されている。「基本方針」作成時に開催。下に検討、連絡調整機関として「推進本部幹事会」がある。</p> <p>・「児童虐待防止連絡会」、「DV防止連絡会」、「高齢者虐待防止連絡会」が作られ、会合を開いており、各事案についてはその時に連絡している(それぞれの会は課長級による「連絡会議」と実務者レベルの「担当者会議」がある)。</p> <p>・各担当課で連絡会議等を立ち上げた際には人権推進課に連絡するようになっている。</p> <p>・今後、庁内で事務局会議を設立しようと計画している。</p>
泉大津市	<p>・「人権施策推進本部」 部長級の機関で、その下に課長級の「幹事会」がある。人権関係の会議は議題がある時(戸籍の不正入手など)に随時開催し、男女共同参画関係では1年に2回程度開催している。</p> <p>・「人権相談事業関係連絡会」 人権啓発課が事務局。警察、病院等と連携している。</p> <p>・「男女共同参画推進本部幹事会」の下部組織として実務担当者による「研究会(8名)」がある。育児休暇についての職員の意識調査、セクハラ対策、市民向けの意識調査の設問の考案などを行っている</p>
交野市	<p>・「人権・同和問題検討委員会」 市長を本部長、各部長を委員として構成。年1回、行政交渉の前に開催される。施策の提案、事象発生時の対応等について協議する。</p>
柏原市	<p>特になし。問題発生時には庁議(毎週火曜日 部長対象)を通じて、各課に周知する。 今後は関係各課の相談員が生の連携が取れるように、連絡会を作っていきたい。</p>
藤井寺市	<p>・「藤井寺市人権行政推進本部」(2003年) 市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長、本部員を各部部长、課長及び庶務主担を幹事として構成される。必要に応じて庁議の後に開催され、各部局の意思確認の場となっている。緊急の場合には臨時に開催される。</p> <p>・庁議(毎月1回開催)</p> <p>・市民からの相談事項が複数部署にまたがる場合にはケース会議を行う。</p>
泉南市	<p>・「泉南市人権政策推進本部」 市長を本部長、副市長・教育長を副本部長、各部長を本部員、課長クラスを部会メンバーとして構成されている。必要に応じて開催され、人権に関する方針・計画策定時の諮問、差別事象発生時の庁内の対策の協議などを行う。担当課の職員が集まり「推進本部」の中の「職員研修部会」で会議を開いて、年度の人権研修を決める(研修の実施は人事課)</p>
高石市	<p>・「庁議」</p> <p>・「同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求高石市推進本部会議」 年に1回(2月ごろ)協議を行う。市長をトップとし、部長級を本部員として構成される。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・「高石市戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部会議」 ・「男女共同参画推進本部会議」 ・「人権行政基本方針」策定時(平成20年度予定)には「人権行政推進本部」を設立したいとの意向がある。
大阪狭山市	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪狭山市人権施策推進本部」 <p>市長を本部長、総務担当副市長を副本部長、部長級で構成され、2007年度は2回協議を開催。事務局は人権広報グループが担当している。推進本部の下に所掌事務を円滑に推進するために課長級による幹事会が設置され、2007年度は4回協議を開催された。なお、戸籍不正入手事件があった際には、別に本部会議を作った。</p>
四條畷市	<ul style="list-style-type: none"> ・「四條畷市人権施策推進本部」 <p>市長を本部長、部長を本部員として構成され、庁内の報告組織となっている。課長、課長代理、係長級で構成される実務レベルの協議を行う「企画調整委員会」を持つ。</p>
阪南市	<ul style="list-style-type: none"> ・「阪南市人権行政推進本部」 <p>市長を本部長、副市長および教育長を副本部長、部長級を本部員として推進本部を、各部の庶務担当課長により常任委員会をそれぞれ構成している。人権行政推進のための企画、連絡、調整などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権行政推進委員会」 <p>「阪南市人権行政推進本部」の所掌事務を推進するための機関。市長が委嘱する者が委員となる。</p> <p>毎年、研修会を含めた会議を数回開催している。</p>
熊取町	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議 有。必要に応じて、ケース会議を開催している。今後は、定期的な開催を実施する予定である。 ・人権相談を行っている中で、他部署に関わる場合は他の課にも協力してもらうこともある。 ・生涯学習担当課で人権関連の講座を行っている。その講座には積極的に職員も参加している。
島本町	「島本町人権啓発推進協議会」
豊能町	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ設置していない。個別課題については各担当課で会議を持って対応する。 ・現在策定中の「推進計画」の内容に、役場内に横断的な組織を設けることを盛り込んでいる。 ・自治人権課から各課の担当者レベルで話をするが、部・課レベルでの協議は持っていない。
岬町	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権政策確立要求岬町実行委員会」 <p>副町長をトップとして設置される。現在のところは特に決まった活動は行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外に特に決まった組織はないが、必要に応じて各課の担当者が随時集まっている。
忠岡町	<ul style="list-style-type: none"> ・「部課長会」 <p>人権課題が発生すれば、部・課長会(月1回)で協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別に問題が起こった際には、それに対応するための会を作ることもある。 ・ケースワーク事業(28件)の内容に応じて個別に各部署に連携を図る。 ・「同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求忠岡町実行委員会」 ・「忠岡町戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部」
河南町	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権擁護に関する庁内検討委員会」 <p>町長をトップとし、課長級以上の職員で構成される。随時開催され、人権・同和問題の課題や今後の方針等を協議する。</p>
太子町	<ul style="list-style-type: none"> ・「課長会」 <p>月に1回定例会が開かれ、日常の課題について協議する。</p>
能勢町	<ul style="list-style-type: none"> ・「庁議」 <p>町長と部長で構成され、月2回開催する。案件発生時には案件を提出のうえ説明し、全庁的に連絡する。</p>
田尻町	<ul style="list-style-type: none"> ・「田尻町人権対策本部」 <p>毎年定期的な会合はないが、男女共同参画条例等の策定時、差別事象発生時の対策を協議するために会議を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を目指す組織としては「地域包括ケア会議」を設置。関係機関は保険所、警察、消防署、民生委員など。ネットワークに「田尻町人権協会」(企画人権課)が関わる。 ・企画人権課と他の部署とは普段からつながりがあるので、必要に応じて情報交換を行っている。
千早赤阪村	<ul style="list-style-type: none"> ・課長会がその役目を果たしている。研修を実施している。

1-4 人権啓発の実際

人権啓発の主体については、自治体単独の実施事業と、人権啓発に関わる団体(例えば、

自治体によって名称は様々であるが、「人権啓発推進協議会」といった団体（以下、人推協と略）、人権協会などに補助あるいは事業委託し、自治体との共催あるいは団体単独の啓発事業が行われていることが多い。また、自治体が事務局となり、自治体内に存在する人権に取り組んでいる企業・事業所などが加盟している「企業人権協議会」といった団体（以下、企業人権協と略）もある。人権啓発に関わる団体については表 2-5 のとおりである。

①自治体単独の啓発事業については、講演会など多数の参加が期待されるようなイベントに偏る傾向にある。そのため、自治体単独では市町村全体にわたる大規模な啓発事業を、人推協・人権協会は地域での小規模な啓発事業を行うという住み分けになっている自治体もある。

②人推協の多くは、各自治体にある各種団体の役員などが会員となり、さまざまな会員向け・市民向けの啓発事業を行っている。ただし、人推協・人権協会への啓発事業の委託であるが、体制については同和地区がある自治体と、地区がない自治体ではそのありようが大きく異なる。

まず、有地区の場合は、地区における啓発については人権協会、自治体全体の啓発については市単独あるいは人推協との共催で担うというパターンが多い。人権協会のいくつかは、NPO 法人化しているところもある。他方、無地区では自治体職員が事務局を兼務し、企画、運営を行っているところが多い。また、無地区では人推協が人権協会として発展・改組されているところがあるため、自治体ごとに、名称は異なるものの同じような事業を実施している場合、あるいは名称は同じであるもののまったく異なる事業をおこなっていることもあるため、経緯をよく知らない市民にとってはわかりづらい状況にあると言えよう。また、地区にある人権協会と、自治体あるいは人推協との連携が密なものになっている自治体は少ないようである。

人推協の体制については、企画部・広報部といったように、部会制を敷いて自主的に運営されているところや、自治会単位あるいは校区ごとに啓発を行っているところもある。その場合、事務局が全面的に企画運営しているところもあれば、会員を中心に自主的に企画運営している校区もあり、その温度差は激しい。今後、各自治体にある人推協組織を発展させ、啓発事業を実りあるものにするためには、発展している人推協を事例として取り上げ、なぜ発展が可能になったのか、地域性やリーダー層の役割などを視野に入れたケーススタディが必要であろう。

表 2-5 人権啓発団体

市民啓発のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について	
大阪府	①「人権啓発推進大阪協議会」 府内の人権啓発住民組織によって構成されており、大阪府と事業共催関係にある。 ②「財団法人 大阪府人権協会」 人権問題に関する正しい理解と人権意識の高揚を図るために、下記の啓発事業を委託して実施している。 ・人権啓発イベントキャンペーン ・地域人権啓発教材整備 ・地域人権啓発指導者養成) ・人権関係情報誌発行 など
大阪市	①「大阪市人権啓発推進協議会」 大阪市内の各区の人権啓発推進組織の会長で構成される。人権啓発推進要員の養成、啓発資料などの作成、啓発活動の促進などを行っている。 ②「大阪市企業人権推進協議会」 約 3,800 社が加入し、市民局人権室が事務局を担当している。7 区支部に分けられ、「区支部運営

	<p>マニュアル」を作成し区ごとの活動を推進している。また、区支部を対象に「出前研修」も実施している。</p> <p>③「大阪市地域女性団体協議会」</p> <p>④「大阪市女性会議」</p>
堺市	<p>①「堺市人権教育推進協議会」(1979年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体(42団体)、企業(600社)、宗教法人(386団体)から推薦された推進委員および個人で構成される。事務局は人権推進課が担当し、補助金を支出。憲法週間や人権週間等の啓発事業を市と共同で取り組んでいる。 ・事業推進のための企画および立案をする「企画委員会」を月に1回開催している。 ・「人権草の根運動」を推進するため、小学校区ごとに校区推進員(95校区、1652名)をおき、校区内でも研修会を実施している。 ・内部の部会として「企業部会」、「宗教部会」があり、それぞれ研修などを実施している。 <p>②他にも「世界人権促進堺連絡会」、「インターユース堺」に対しても毎年補助金を支出している。</p>
東大阪市	<p>①「東大阪市人権啓発協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員(50団体)と個人会員で構成される。事務局は人権啓発課が担当し、啓発事業の市との共同開催、人権問題に関する市との意見交換、研修会などを行っている。 ・啓発事業の企画は人権啓発課で行い、「行事検討委員会」に諮る。啓発事業はすべて「人権啓発協議会」を絡めている。 ・小学校および部会の各単位に「地区推進委員会」を設置し、推進委員による地区の事業活動を推進する。 <p>②「人権啓発活動東大阪地域ネットワーク協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東大阪、八尾、柏原の3市の擁護委員のネットワーク。3年に1回、大阪府からの委託を受けて啓発活動を行う。 <p>③「地域人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒本、長瀬の両人権文化センターと連携して活動している。 <p>④「東大阪市企業人権協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約300の事業所が加盟。市の経済部労働雇用政策室が事務局を担当しており、研修、街頭啓発などを行っている。
枚方市	<p>①「ひらかた人権協会」(2005年立ち上げ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006年にNPO法人格を取得している。独自に事務局をもち、市から啓発事業、相談事業、CSW事業などを委託されている。啓発事業の企画・立案時には市の人権政策室の職員も参画している。 ・職員は5名で、うち4名は市の職員を派遣している。 <p>②「枚方事業所人権推進連絡会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約150の事業所が加盟し、事務局は「ひらかた人権協会」が担当している。研修会・啓発活動等を行っている。 <p>③枚方市人権を考える市民の会</p>
豊中市	<p>①「豊中市人権教育推進委員協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の補助金交付団体。個人会員で構成され、事務局は教育委員会人権教育企画課が担当している。 ・全体での研修、啓発活動のほかに、各小学校、市内公立私立高校も含めた71地区委員会において、研修を中心としたさまざまな人権教育活動を行っている。 <p>②「とよなか人権文化まちづくり協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の補助金交付団体。市から相談事業、冊子の作成などを委託されている。 ・「総務管理グループ」と「事業グループ」、「豊中地域協議会」と「蛍池地域協議会」の2つの地域協議会などで構成。地域協議会では、それぞれ「啓発交流事業」、「まちづくり推進事業」、「人材養成自主活動支援事業」、「生活相談・支援事業」、「施設管理事業」などを行っている。 <p>③「豊中企業人権啓発推進員協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局は商工労政課。人権週間と就職差別撤廃月間の街頭啓発活動で市と協力。また会員向け研修会などを実施している
吹田市	<p>①「吹田市人権啓発推進協議会」(1996年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人会員(約1500名。事業所は代表者が加盟)で構成され、事務局は市の人権平和室が担当。企画は事務局と「吹田市人権啓発推進協議会」の「広報委員会」と「企画委員会」と共同で考案する。 ・常任委員会の中に「協力団体部会」と「協力企業部会」の2つの部会がある。 ・「協力企業部会」は74社が加盟し、新入職員に対する研修、人事担当者に対する研修などを実施している。 ・市内をブロック(中学校区)に分け、さらにブロック内を地区(小学校区)に分け、各地区内でも地

	<p>区委員会の企画のもと、研修、講演会などを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区で年3回は地区活動を行うことを前提に市が補助金を支出している。 <p>②「吹田市きしべ地域人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自に事務局を設置し、企画、運営も独自に行っている。市からは地域人権啓発事業・地域交流事業・世代間交流事業に対する助成金を交付しており、また総合生活相談事業業務及び人権ケースワーク事業業務を委託している。 <p>③「吹田企業人権協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業労働室が事務局。市民向け講演活動である「市民ひゅーまんセミナー」で協力している。
高槻市	<p>①「高槻市人権啓発推進協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員(約100団体)と個人会員(約1100人)で構成される。市が補助金を支出し、事務局は人権室が担っている。 ・全体での学習会、研修会の他に中学校校区ごと(18校区)の学習会である「ふれあいアップ講座」などを実施している。 ・「事業部会」(企画を立てる)、「広報部会」(広報誌「アクティブ」の発刊(年2回))の2つの部会がある。 ・市内の人権団体を統合して、社団法人になる予定。社団法人になった後は専任事務局を置き、各啓発事業を進めて行く。市は運営補助金を出し、事業は委託する予定で、独り立ちできるように支援していく <p>②「高槻市人権富田地域協議会」、「高槻市人権春日地域協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が補助金を支出し、事務局はプロパー職員やアルバイト等が担っている。 ・地域交流活動や啓発・学習活動等を実施している。 <p>③「高槻地区人権推進員企業連絡会」</p> <p>都市産業部商工観光振興室が事務局を担当している。</p>
八尾市	<p>①「八尾市人権啓発推進協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の各種団体及び協力者をもって組織。八尾市が事務局を担っている。 ・人権意識の普及、高揚を図るための各種啓発活動等、人権啓発業務(一日研修会、みんなのしあわせを築く八尾市民集会、人権啓発推進委員養成研修、地区人権研修)等を実施している。 ・地区単位でも地区人権啓発推進委員が5名おり、地区人権研修を実施している(31地区、現在は3年計画で実施している)。 ・人権啓発推進委員は「人権啓発推進委員養成研修」を年度に5回受ける ・課題として講師の先生を選ぶのが難しいこと(同じテーマ・同じ講師に偏ってしまう)が挙げられる。 <p>②「八尾市人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が多様な人権施策を推進していくための協力機関。独自の事務局により運営される。市は補助金を支出し、「八尾市人権協会」を通じて、他の人権団体への支援を行っている。 ・人権施策の実現への取り組み、地域活動支援事業、「世界人権宣言八尾市実行委員会」の運営等を行っている。 <p>③「世界人権宣言八尾市実行委員会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ひゅーまんフェスタ」や講演会等で、市と連携して人権啓発事業を実施。世界人権宣言八尾市実行委員会を通じて、他の人権団体への支援を行っている。 ・世界人権宣言の普及と具体化、「ひゅーまんフェスタ」への参加、自主活動支援などを行っている。 <p>④「八尾市企業人権協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業所が加盟し、市民産業部産業振興課と八尾商工会議所が事務局を担当している。総会、研修会、講演会などを開催。就職差別撤廃月間の街頭啓発活動を実施している。
茨木市	<p>①「茨木市人権啓発推進協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17団体の団体会員、約150名の個人会員で構成され、事務局は茨木市人権センターに置き、そこで企画、運営も行っている。 ・組織部(全小学校区に「地区人権啓発推進委員会」の設置を目指す)、研修部(役員・会員の研修、市民啓発を担当)、啓発部(市民啓発誌「虹のひろば」の発行)の3つの部会が設けられている。 ・小学校区に「地区人権啓発推進委員会」を設置し、地区単位での活動も行っている(現在、32校区中24校区に設置)。「茨木市人権啓発推進協議会」は各「地区人権啓発推進委員会」に運営補助金を交付し、特定の活動には内容を審査のうえ活動補助金を交付している <p>②「地域人権協会」</p> <p>③「茨木地区人権推進企業連絡会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業環境部商工労政課が事務局を担当。会員事業所への研修、会員企業従業員への研修、関係団体との交流などを行っている。人権週間行事などの各種人権問題に係る講演会や研修会に

	<p>参画している。</p>
寝屋川市	<p>①「寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30年以上の蓄積がある市民団体で、自治会ほかほとんどの市民団体が加盟している。 ・12の中学校地区ごとに1つの「社会を明るくする運動推進委員会」があり、校区ごとの啓発活動も実施している。 ・「環境」、「人権」、「青少年健全育成」の3つの部会をもつ。「人権部会」にて人権に関する啓発活動を実施している。また、年に4回「人権部会」の会議を開催。 ・啓発活動の企画・運営は、市の人権文化課と連携と取りながら「人権部会」が行っている。市は補助金を支出している。 <p>②「寝屋川事業所人権推進連絡会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権文化課が事務局を担当し、就職差別撤廃のキャンペーンで協力している。
岸和田市	<p>①「岸和田市人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員(32団体)と個人会員によって構成される。事務局は人権推進課と教育委員会学校教育部人権教育課が担当している。研修、啓発、相談事業などを行っている。 ・小学校区に校区推進委員を設置。「岸和田市人権協会」全体の研修だけではなく、校区別の研修会も実施している。 <p>②「岸和田市人権啓発企業連絡会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・192事業所が加盟し、事務局は人権推進課が担当。研修、講座、啓発事業などを行っている。
和泉市	<p>①「和泉市人権啓発推進協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区人権協、各種団体、専門部会(3部)に所属する団体・個人会員で構成される。事務局は人権国際課が担当しているが市から啓発事業を委託され、自主運営を行っている。 ・部会は「多文化共生」(6人)、「歴史文化」(6人)、「情報ネットワーク」(1人)の3部から構成され、部会ごとの研修も実施している(部内向け、市民にも開放している研修の両方がある)。 ・小学校区単位の校区別人権研修会を実施している(約30年)。校区の研修部長会で年間の予定を決定したうえ、テーマを校区ごとに決める。人権国際課は講師の紹介などを行う。 ・市民講師の派遣事業である「たのまな人権研修支援事業」を実施(年間3、4回)。個人、団体、自治体、企業の研修依頼に講師を派遣する。費用は「人権協」で拠出。 <p>②「和泉市人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市や「大阪府人権協会」から助成金を受け、独自の企画により「人権行政入門講座」、「人権行政発展講座」の開催、市民啓発のための「人権協会ニュース」の市内全戸配布などを行っている。 ・講座の実施などで人権国際課とも連携している。 <p>③「和泉市企業人権協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約80の事業所が加盟し、事務局は都市産業部労働政策課が担当している。研修会、街頭啓発などを実施。「和泉市人権啓発推進協議会」の事業に関わっている。
守口市	<p>①「守口市人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人会員と団体会員で構成され、事務局は市民生活部人権室が担当している。市から補助金を受けて活動。また、市から人権相談事業(相談員2名)、地域就労支援事業(相談員2名)を委託されている。 ・「地区公民館運営委員会」行事、障がい者週間行事、北朝鮮人権侵害問題啓発週間行事などを市と共催している。 ・「地区別研修会」も実施している。 <p>②「守口市企業人権推進連絡会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約120の事業所が加盟し、人権室が事務局を担当している。就職差別撤廃月間の啓発事業、研修会、講演会などを実施している。
門真市	<p>①「門真市人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員(33団体)、個人会員で構成される。事務局は人権政策室が担当し、研修、啓発事業を実施している。また、市から人権相談、進路選択支援、地域就労支援、CSWを委託されている ・33の団体から指導者となるべき人(推進委員=指導者)を各団体から5~6人推薦してもらう(任期は2年)。推進委員は年3回の指導者養成講座に参加してもらう。 <p>②「北河内人権啓発推進協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・守口市・門真市・寝屋川市・大東市・枚方市・四条畷市・交野市の合同啓発団体。市長・議長 に対するトップ研修会を実施している。 <p>③「門真市企業人権推進連絡会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約80の事業所が加盟し、人権政策室が事務局を担当。研修や課啓発活動を行っている。
箕面市	<p>①「箕面市人権啓発推進協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自に事務局を持って運営しており、市職員の出向等はない。箕面市からの事業補助金により各種事業を展開するほか、市や市外郭団体、運動団体等と共同で事業を実施している。また、市の人権関係施策を審議する各種会議等に委員を選出している。

	<p>②「箕面市人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局業務を人権政策課が担い、市から補助金の交付を受け独自に運営している。啓発等各種事業は、「北芝地域協議会」、「住民自治まちづくり地域協議会」が個別に実施し、「箕面市人権協会」から両地域協へ交付する補助金を予算化している。また、市の人権関係施策を審議する各種会議等に委員を選出している。 <p>③「箕面市企業人権啓発推進員協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工観光課が事務局機能を分担。63社加盟。総会時等に研修を実施。 ・企業の立場から人権啓発の各種取組を行っている。
大東市	<p>①「大東市人権教育啓発推進協議会(ヒューネットだいてう)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員(24団体)、個人会員(約290名)で構成される。事務局は人権推進部啓発推進課で市から補助金を支出し運営される。 ・部会制を設けており、地域集会を取り仕切る「地域啓発グループ」、企画内容を検討する「企画運営グループ」、広報誌「ふりこ」を製作する「広報グループ」の3グループがある。 ・地域ごとに地域集会を行い、参加者と意見を交換している。 <p>②「大東市人権北条地域協議会」、「大東市野崎地域人権協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和問題に関する事務事業および地域支援に関する事務事業を市から委託されている <p>③「大東市事業所人権推進連絡会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・122社が加盟し、人権推進部が事務局を担当している。会員、役員向けの研修会、啓発活動などを実施。ブロックごとの研修会も実施。
松原市	<p>①「松原市人権啓発推進協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人会員(44名)のみで構成され、人権文化室が事務局となっている。基本的に市単独の啓発事業はなく、共催として行う。 ・役員会時に啓発行事の希望を聴取している。 ・「人権啓発推進協議会」は地域の活躍している人が役員ということもあり、草の根的な活動を行い、市は行政の施策としての市内広範囲での活動を行う。 ・憲法週間・人権週間・市民まつり・人権を考える市民の集い・人権教育市民セミナーなどの機会をとらえ啓発活動を行なっている。 <p>②「世界人権宣言松原連絡会議」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体(7団体)が加入。啓発事業について、「松原市人権啓発推進協議会」との共催で実施している。 <p>③「松原市地域人権協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消と人権尊重のコミュニティの実現を図るための活動を行なっておられ、行政とは別組織で設置されている。 <p>④「松原市企業人権協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・76事業所が加盟し、事務局は市民生活部経済振が担当している。 ・企業の立場から人権啓発や就職の機会均等を図るための研修会、講演会などを実施している。
富田林市	<p>①「富田林市人権教育推進協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員、個人会員で構成され、事務局は教育委員会教育指導室が担当している(事務局長1名が実務を担当)。内部に常任幹事会、事務局会議の部会を持つ。富田林市とは憲法週間、人権週間などでの啓発の協力、講演会などの共催を行っている。 <p>②「富田林市人権協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が補助金を支出し、啓発活動を実施している。 <p>③「富田林市企業人権協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約50の事業所が加盟。研修、講習会、啓発活動等を行っている。事務局は市の人権文化部人権政策課が担当している。
羽曳野市	<p>①「羽曳野市人権啓発推進協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体の長、人権擁護委員などの個人会員で構成されている。事務局は人権推進課が担当し、企画、運営を行っている。 ・年度初めに当該年度のテーマを決定し、それに基づき啓発活動を検討する。 ・1月の「羽曳野市人権啓発推進協議会」実施の研修会には市職員の参加も促している。 <p>②「羽曳野市地域人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羽曳野市と意見交換会などを実施している。 <p>③「羽曳野市企業人権連絡会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約40の事業所が加盟し、産業振興課が事務局を担当。研修、啓発活動などを行っている。人権推進課は人事報告を受けるのみとなっている。
河内長野市	<p>①「河内長野市人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員と個人会員で構成される。事務局を独自に持ち、市が啓発事業、人権相談等を委託している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「啓発部会」、「自立・支援部会」、「相談部会」の3つの部会と「地区(校区)福祉委員会」(15地区)を設置し、それぞれで活動している。 ・「人権ふれあい講座助成校」という、各小中学校区に人権に関する学校行事を行うように依頼し、実施する場合には補助金を支出するという制度を設立しており、地区単位での啓発事業を行っている。 ②「河内長野市企業人権協議会」 <ul style="list-style-type: none"> ・63の事業所が加入し、事務局は人権推進室が担当している。就職差別撤廃月間の啓発、研修会、「愛・いのち・平和展」および「人権を考える市民の集い」の支援等を行っている。
池田市	<ul style="list-style-type: none"> ①「池田市人権擁護推進協議会」 <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員(65団体、169名)で構成され、事務局は市の人権推進課・人権教育課が担当。研修会、啓発活動等を行っている。 ・市庁の各部署で啓発推進委員を1名任命しており、リーダー養成講座などの行事に参加してもらっている。 ②「池田市人権協会」 <ul style="list-style-type: none"> ・市から補助金を支出し、独自で啓発、相談、交流事業、市から委託されている相談事業、人権ケースワーク事業を行っている。 ③「池田地区企業人権啓発推進員協議会」 <ul style="list-style-type: none"> ・池田市(57社)、豊能町(6社)、能勢町(5社)の1市2町の企業で構成され、「子育て・人権部人権推進課」が事務局を担当している。研修、街頭啓発などを行っている。
泉佐野市	<ul style="list-style-type: none"> ①「泉佐野市人権を守る市民の会」 <ul style="list-style-type: none"> ・人権推進課に事務局を置き、専任の事務局員を配置。市からの団体補助金にて活動している。人権週間行事等を市との共催で開催している。草の根人権啓発の事業を市職員が各地域を担当し開催。 ②「社団法人 泉佐野市人権協会」 <ul style="list-style-type: none"> ・市からの補助金、相談事業の委託料、会費収入が財源。市の人権行政を推進していく上での協力機関として位置付けている。相談事業、自立支援、交流等の事業を実施している。 ③「泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会」 <ul style="list-style-type: none"> ・泉佐野市(約160事業所)、熊取町(約20事業所)、田尻町(約10事業所)で構成される。生活産業部商工労働観光課が事務局を担当し、研修会、啓発事業などを行っている。
貝塚市	<ul style="list-style-type: none"> ①「貝塚市人権教育推進委員協議会」(1979年) <ul style="list-style-type: none"> ・個人会員で構成され、事務局は人権政策課が担当し、啓発活動の企画も人権政策課が行う。企画を立てた後、役員会に諮り決定する。 ・町会単位から選出される「推進委員(各地区2名)」で「校区委員会」を構成し、「校区委員会」は小学校区での活動を推進する。 ・希望があった校区には「校区别研修」を実施。校区の研修会のテーマは校区で決め、それに対して人権政策課でアドバイスする。人権政策課では参加者数などの最終的な報告を受ける。 ・「人権啓発指導者養成入門講座」を実施。対象は限定しておらず、広報で広く募集している。 ②「貝塚市地域人権協会」 <ul style="list-style-type: none"> ・「市民のつどい」などで市と連携。人権ケースワーク事業を貝塚市から委託されている。 ③「貝塚市企業人権協議会」 <ul style="list-style-type: none"> ・環境生活部商工課が事務局を担当し、「市民のつどい」の際には市と連携している。市の人権政策課への研修依頼はないが、講師の紹介依頼がある。また、「世界人権宣言貝塚連絡会議」のメンバーになっている。 ・他にも「人権擁護委員会」、「教育委員会」、「世界人権宣言貝塚連絡会」などと共同して、各種人権啓発活動を行っている。
摂津市	<ul style="list-style-type: none"> ①「摂津市人権協会」(2005年設立) <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員(33団体)と中学校単位で活動している「個人推進委員」で構成されている。人権推進課が事務局を担当している。 ・人権推進課は主に全市民向けに大会場を使った大規模な啓発行事を、「摂津市人権協会」は主に小規模な啓発行事をそれぞれ実施している。 ・中学校校区ごと(5区)でも啓発活動を実施している。市は補助金の拠出のみ行い、校区の推進委員が企画、実施している。 ②「摂津地区人権推進企業連絡会」 <ul style="list-style-type: none"> ・80数社が加盟し、生活環境部産業振興課が事務局となっている。現在の人権推進課の特別非常勤職員が会長をしていたこともあり、摂津市とは連携が取れている。 ・ヒューマンセミナーの講義の一環として加盟企業を回り、企業の人権活動を見学。
泉大津市	<ul style="list-style-type: none"> ①「泉大津市人権啓発推進協議会」 <ul style="list-style-type: none"> ・個人会員で構成され、事務局は人権啓発課が担当。講演内容などは事務局で決定している。街

	<p>頭啓発や研修会などを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「泉大津市人権協会」の市民啓発部会となっている。 ・「校区委員会」があり、校区での活動を行っている。 <p>②「泉大津市人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員(27 団体)で構成され、事務局は人権啓発課が担当している。研修やフィールドワークを実施している。 <p>③「泉大津市事業所人権協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発課が事務局を担当。「泉大津市人権協会」の事業所啓発部会となっている。研修会や講座の開催、街頭啓発を行っている。
交野市	<p>①「交野市人権協会」(2005 年設立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則は団体会員(33 団体)であるが、一部個人会員(約 80 名)も認めている(組織の脱会者、人権擁護委員等)。 ・市長公室人が事務局を担当し、企画・立案も市長公室が行っている。なお、啓発行事は市単独の行事についても「交野市人権協会主催」としている。 ・平成 14 年から啓発部(啓発行事の実施)、広報部(情報誌「そよかぜ 21」の発行)、研修部(講座、研修会の実施)、地域ネットワーク部(地域ネットワークづくりの推進)の部会を敷いて活動している。 <p>②「交野事業所人権推進連絡協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・37 事業所が加盟し、市長公室が事務局を担当。「交野市人権協会」と協力しながら、ブロック研修会、ハローワーク研修会、就職差別撤廃の啓発活動等を行っている。
柏原市	<p>①「柏原市人権協会」(2005 年設立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員、個人会員で構成され、事務局は人権推進課が担当し、事業の企画も人権推進課でおこなっている。憲法週間および人権週間における街頭啓発、年数回のフィールドワークや講義の研修、人権週間のイベント開催を行っている。 <p>②「柏原市企業人権連絡協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約 50 の事業所が加盟。事務局は人権推進課が担当している。研修、街頭啓発、人権週間の講演の開催などを行っている。
藤井寺市	<p>「藤井寺市人権のまちづくり協会」(2005 年設立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権啓発推進協議会」、「企業人権協」、「平和展を開催する会」を統合し設立。市補助金等などにより、人権啓発に関する研修・講座の開催、リーフレットの作成等の啓発活動、人権相談事業等を行っている。 ・構成団体は婦人会、PTA、民生委員、老人クラブ、女性問題研究グループ、被爆者の会、身体障害者福祉協議会、遺族会、青少年指導委員会など。 ・事務局は地域振興課人権政策室が担当している。 ・内部に「啓発委員会」、「事業所啓発委員会(地域の企業連絡会)」などを置いて活動している。
泉南市	<p>①「泉南市人権啓発推進協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人会員により構成され、人権推進課が事務局を担当し、イベント、研修、講習会などを行っている。 ・「協議会」内部に「運営委員会」と「校区協議会」が設置されており、校区内で総会、「区民のつどい」、フィールドワークなどを行っている。 <p>②「地域人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談事業及び「人権週間市民の集い」、「人権フォーラム」、国際交流事業などのイベントを共催している。事務局は同和政策課。 <p>③「泉南市事業所人権推進連絡会」</p> <p>研修会、啓発行事等を行っている。市の商工労働課が事務局を担当している。</p>
高石市	<p>①「高石市人権協会」(2005 年設立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員(20 団体)と個人会員で構成され、人権推進課が事務局を担当している。 ・啓発の企画は「高石市人権協会」と「高石市事業所人権教育推進協議会」の事務局がもつぱら行い、総会などに諮り、承認を得たうえで実施している。 ・主な事業は、各種人権啓発事業の実施、講演・講座・研修会、展示会等の開催、人権相談事業の実施。啓発事業はもつぱら「高石市人権協会」が行っている。 ・会議は通常、総会を年 1 回、役員会を年 2 回開催している。(臨時総会、役員会を開催する場合もある) <p>②「高石市事業所人権教育推進協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入事業所数は 66 社で、事務局は人権推進課が担当している。啓発活動、研修などへの参加要請を行っている。
大阪狭山市	<p>① 大阪狭山市人権協会」(2005 年設立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員(35 団体)と個人会員(人権擁護委員)で構成され、人権広報グループが事務局を担当

	<p>している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪狭山市人権協会 5 年計画(ジャンププラン)」を策定し、専属の事務局員の配置、組織運営の強化、広報活動の強化などに取り組んでいく方針を立て、今後「大阪狭山市人権協会」が市における人権に関する総合調整機能の中心的役割を担うことと定めている。 <p>②「大阪狭山市企業人権協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・33 事業所が加盟。事務局は人権広報グループが担当している。啓発事業、指導者養成事業、事業所内の研修の実施などを行っている。
四條畷市	<p>①「四條畷市人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員と個人会員で構成され、事務局は人権政策推進課が担当し、企画運営を行う。 ・啓発行事が有料の場合には「人権協会」主催とし、無料の場合には「人権政策推進課」主催としている。 ・平成 19 年度からバスツアーの参加負担金を取り始めるが、参加者の減少にはつながっていない。 <p>②「四條畷市事業所人権連絡会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40 の事業所が加盟し、人権政策推進課が事務局を担当している。講演会・研修・就職差別撤廃月間の街頭啓発、新規学卒求人説明会などを実施している。
阪南市	<p>①「阪南市人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員と個人会員で構成され、事務局は市の人権推進課と生涯学習推進課が担当している。各人権啓発事業を市と共催。また、市から人権相談業務を受託している。 <p>②「阪南市事業所人権問題連絡会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪企業人権協議会の地域連絡会として市内 25 会員事業所で構成され、事務局は人権推進課が担当している。公正採用選考を中心とした企業における人権啓発活動、人権問題に関する情報提供等を行う。
熊取町	<p>①「熊取町人権協会」(2005 年に人推協から改組)</p> <p>[人員体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局 3 名(うち部長 1 名) ・各種団体、事業所の長並びに推進委員、学校長、個人会員など(147 名)で構成される。事務局は町の人権推進課が担当している。 <p>[事業内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発地域映画会、憲法週間、人権週間に伴うポスター・パネル展及び街頭啓発、男女共同参画、人権平和、人とひとふれ愛の集いなどの各種講演会、地域啓発交流支援事業に係る講演会、社会啓発情報誌の作成などを行っている。 <p>②「泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉佐野市(約 160 事業所)、熊取町(約 20 事業所)、田尻町(約 10 事業所)で構成される。総会を始めとする各種講演会、研修会、啓発事業などを行っている。
島本町	<p>①「島本町人権啓発推進協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人会員(約 590 名)と団体会員(約 24 団体)で構成される。事務局は人権推進課が担当している。個人部会、団体部会、専門委員会の 3 つの部会が置かれている。 <p>②「島本地域人権協会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約 70 名の会員で構成され、啓発事業、研修事業などを実施している。町から人権相談事業、就労支援事業などを委託されている。 <p>③「島本町企業内人権啓発推進連絡会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約 25 の事業所が加盟し、町の総合政策部が事務局を担当している。研修・啓発活動を実施している。
豊能町	<p>①「豊能町人権まちづくり協会」(2002 設立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内各自治会及び各種団体から選出された推進委員と個人で構成され、事務局は自治人権課が担当している。町の人権啓発はすべて「まちづくり協会」で実施し、町は活動事業への予算補助のみを行う。 ・啓発活動、研修会などを行っている。 ・2006、2007 年度には「とよの人権地域協議会」と合同で研修会を実施している。 <p>②「とよの人権地域協議会」(2005 年設立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参与等として参画し、町では協議、協力機関と位置付けている。予算面での支援は行っていない。人権相談事業の受託先となっている。 ・「大阪府人権協会」から地域啓発交流事業活動助成金を受け、町民向けの啓発を実施(映画会、バスツアー等) ・町、教育委員会から後援を受けるなどの協力を受けている。 <p>③「池田地区企業人権啓発推進員協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池田市(57 社)、豊能町(6 社)、能勢町(5 社)の 1 市 2 町の企業で構成され、池田市の「子育て・

	<p>人権部人権推進課」が事務局を担当している。研修、街頭啓発などを行っている。</p>
岬町	<p>①「岬町人権啓発推進協議会」 ・岬町内の22団体、28名の代表で構成される。人権推進課が事務局を担当し、企画と講師の案は「岬町人権啓発推進協議会」から提案してもらい、啓発行事・研修等を実施している。</p> <p>②「地域人権協議会」 ・町内に2団体あり年数回の研修を実施。同和問題の啓発に関しては、「岬町人権啓発推進協議会」と協力しながら、「地域人権協議会」がメインとなって実施している。</p> <p>③「岬町事業所人権問題連絡協議会」 ・現在18社加盟し、人権推進課が事務局を担当。総会と年数回の会合を行っている。</p> <p>④「パートナースタッフ」 ・一般公募した7名の住民(主婦層)と人権推進課が意見交換をしながら、町内の人権推進に当たっている。月に1回会議を開催。2002年から開始。</p> <p>⑤「泉南郡3町(熊取・田尻・岬)教育委員会連絡協議会」 ・管理職の研修、教員の研修をそれぞれ年1回実施している。</p> <p>⑥「岬町人権教育研究協議会」 ・総会時・夏・冬に教員研修を実施。</p>
忠岡町	<p>①「忠岡町人権協会」 ・事務局は人権平和室が担当し、研修会、啓発活動等を実施している。会議は総会、役員会の年2回開催。 ・啓発行事には役場の職員・職員組合も参加。</p> <p>②「忠岡町企業人権問題推進委員連絡会」 ・自治推進課人権平和室が事務局を担当。14の事業所が加盟し、人権協会に加入している。 ・単独では総会を開いておらず、「忠岡町人権協会」の総会に兼ねて開催している。</p>
河南町	<p>①「河南町人権をまもる会」 ・団体会員(35団体)と個人会員(3名)で構成される。会員総数は延べ466名。事務局は人権男女共同社会室が担当し、啓発事業、人権相談事業などを行っている。啓発事業の企画は人権男女共同社会室が行い、「河南町人権をまもる会」の役員会で決定する。</p> <p>②「河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会」 ・事務局は3町村で2年ごとに順番にまわり、19・20年度は太子町が担当。</p>
太子町	<p>①「太子町人権協会」 ・個人会員(約110名)で構成され、住民生活課が事務局を担当し、実質的に運営している。啓発と研修事業を中心に活動。 ・部会として「子どもの人権を守る部会」が設置されている。子どもの人権意識の高揚と啓発活動の推進を目的とする。</p> <p>②「河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会」 ・太子町では21の事業所が加盟し、事務局は構成市町村が2年ごとに持ち回りで担当している。 ・(19年度、20年度は太子町が担当)。街頭啓発、啓発物品の作成、「大阪府企業人権協議会」の行事への参加などを行っている。</p>
能勢町	<p>①「能勢町人権啓発推進委員協議会」 ・個人会員(約400名)で構成され、人権総務課が事務局を担当し、講演会、研修、啓発活動等を実施している。校区単位(5校)で組織され、校区単位でも活動している。各校区の会長が「能勢町人権啓発推進委員協議会」の副会長を務める。</p> <p>②「能勢町人権協会」 ・町から補助金を支出し、企画、運営は「能勢町人権協会」が行う。町と行事の共催もしている。地域での独自の啓発活動も行っている。</p> <p>③「池田地区企業人権啓発推進員協議会」 ・池田市(57社)、豊能町(6社)、能勢町(5社)の1市2町の企業で構成され、池田市の「子育て・人権部人権推進課」が事務局を担当している。研修、街頭啓発などを行っている。</p>
田尻町	<p>①「田尻町人権協会」 ・個人会員、各団体の長、事業所、役場職員により構成され、企画人権課が事務局を担当し、啓発活動の企画も企画人権課が行っている。 ・年約5回の啓発活動、相談事業(人権相談・就労相談・進路選択支援相談・女性総合相談)、広報事業を行っている。</p> <p>②「泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会」 ・泉佐野市(160社)・熊取町(20社)・田尻町(10社)(2008年2月4日現在)と合同で設立。 ・事務局は泉佐野市の生活産業部商工労働観光課が担当し、研修会、啓発事業などを行っている。</p>
千早赤阪村	<p>①「千早赤阪村人権協会」</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民課が事務局を担当し、運営している。啓発と研修事業を中心に活動している。事業は役員会が企画し、住民課が調整を行っている。 ②「河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会」 ・千早赤阪村では5事業所が加盟し、事務局は河南町の「民生部住民生活課人権男女協同社会室」が担当している。
--	---

1-5 職員に対する人権研修制度

繰り返しとなるが、自治体行政は人権行政であるという視点に立つ時、自治体職員と人権との関わりは極めて強いことは言うまでもない。自治体職員が行う業務には様々なものがあるが、人権と関わりのない業務はないと言っても過言ではない。また、基本的人権が尊重される民主主義社会において、公的機関に勤務する自治体職員は、市民に先駆けて人権確立のための役割が期待されている。

こうした意味で、自治体職員に対する人権研修は重要な意味を持つ。人権教育のための国連10年推進本部による『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画（1997年7月4日）においても、「人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある」とされ、そこでは「すべての公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる」ことが明記されている。

そこで、本調査においても、職員に対する人権研修のありようについてヒアリングを行っている（表2-6）。

研修は人事部局でカリキュラムが組まれており、一般的に行われているのは、新人研修・全体研修・職階別研修である。新人研修は、新人職員に対して、行政職員と人権との関係や、人権部局の役割について説明するなどといったものである。その場合、人権部局の職員が講師を務めることが多い。

全体研修は、年に1回ないしは複数回行われるもので、全職員を対象としているところもある。この場合、各職場から1名ないしは数名参加するといったかたちで行われているところもある。この場合、外部講師が招かれることが多い。また、人推協が開催する市民向け講座・講演会を職員研修に充てるところもある。

職階別研修は、職員になって〇年目の者、あるいは、係長・課長・部長になる者など、対象を絞って行われる研修である。

ほか、職場内研修主担者を任命し、職場研修を各部局の職員が行う制度を整備している自治体もある。

全体研修や職場内研修などの人権研修のテーマ設定は、人事部局と人権部局が相談のうえ決定されるところが多い。

研修内容については講演だけではなく、参加型学習・ワークショップ形式を取り入れて実施しているところもある。

表 2-6 職員研修の状況

	職員研修について
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ①知事部局向け ・教員と警察官を除く大阪府職員に対する研修は人事室人事課で所管している。 ・「大阪府職員研修基本方針」では、能力開発の基本的課題の一つとして「人権尊重意識の高揚」を挙げている。 ・各室・課で行う職場研修においては、年1回参加体験型の人権研修を実施することになっている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・人事室主催のセンター研修においては、全ての階層別研修で人権研修を行なっているとともに専門・特別研修でもいくつかの人権研修を設けている(手話入門、点字入門、福祉体験、人権問題講座等)。 ②教職員向け <ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対しては、教職員の専門的知識・技能、実践的指導力の向上を図るため、大阪府教育センターにおいて人権研修をはじめとする様々な研修を実施している。 ・人権研修については、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき実施している。また、教職員自身が人権及び人権問題に対する深い理解と認識を持つだけでなく、豊かな人権意識・人権感覚をもってあらゆる教育活動を展開できるようになることを目的として、課題別研修としての人権教育研修だけでなく、総合研修(初任者研修や管理職研修等)の各研修の中においても、人権にかかわる内容を取り入れている。
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象とする人権研修が職員研究所の研修プログラム位置づけられ、大きく「指定研修」、「指定外研修」、「所属別研修」の3つが設けられている。 ・「指定研修」は階層別研修の中で系統的、段階的に実施され、そのテーマの一つとして人権問題が組み込まれ、年1回実施されている。 ・「指定外研修」は集合研修だけではなく、グループ討議、グループごとのレポート作成など少人数での研修も実施している。 ・「所属別研修」は所属部局ごとに職員全員を対象とした人権問題研修であり、各所属に研修担当の職員がいる。各所属の研修担当が研修を行うための参考とする「人権問題研修企画案集」が作成されている。 ・大阪は「カリキュラム委員会」等を組織しており、教材開発も行っている。
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ・人材開発課が担当。各課で人権担当者(係長級1名)を選出し、各課で研修を企画、実施する(最低年1回)。 ・人権担当者には人権担当者研修(年1回)および班別研修(月1回)が実施される。 ・担当者のスキルに大きく左右され、スキルのない人はビデオ上映など、スキルのある人はワークショップを開く。
東大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成課で実施(人権啓発課に講師の相談をする)。 ・新任課長・係長等への外部講師による研修を実施。 ・新入職員採用時には年に2回、新入職員への人権研修を実施する。 ・入庁後一定年次の中堅職員への研修も実施している。
枚方市	<ul style="list-style-type: none"> ・「枚方市職員人権研修基本方針」に則り実施。 ・新採時の研修では人権政策室の職員が講師となり、人権研修を必ず実施する。 ・研修は人材育成課が実施するが、全体の職員研修は人権政策課と協力して行っている。 ・入職2年目以降から5年ごとに参加型研修である「人権ファミリー研修」を実施。(19年度はリバティおおさかにて研修)。 ・職場内研修は各課で「人権職場研修担当者」(1名、主にグループリーダーかサブリーダーが就任)が実施。実施後、人材育成課に報告する。
豊中市	<ul style="list-style-type: none"> ・各職場では、年3回の人権研修を実施することとなっている。人権研修主任推進員・推進員は所属に協力し、この人権研修を行う。研修内容・方法は各職場で決めているが、人権企画課では助言や案を行い、内容によっては講師を務めることもある。 ・人権研修主任推進員は原則として各部1名、人権研修推進員は原則として各課・各施設に1名とし、各部長が任命する。人権研修主任推進員・推進員は職員研修所による人権研修を受講している。 ・人権研修の年間テーマの設定は、関係部局で組織する「人権研修推進会議」で決定する。 ・新規採用職員の研修は職員研修所が企画し、実施している。
吹田市	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修所主催で年4回実施(外部講師の講演)。人権平和室が講師の紹介をする。基本的には各課から1名以上受講させる。 ・新入職員採用時の新採研修では人権平和室、男女共同参画室の職員が研修する(映画+説明で50分くらい)。 ・職階別、年次別研修は特になし。管理職研修でメンタルヘルス、セクハラに関する研修を実施している。
高槻市	<ul style="list-style-type: none"> ・人事室職員研修所が研修を担当。年代別の人権研修と新任係長の人権研修を毎年行っている。 ・毎年、各課で人権研修を必ず行うことになっている。その際には人権研修マニュアルを参照にする。 ・3部研修(毎年やっている)
八尾市	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象とした人権研修がプランに位置付けられており、年1回実施している。 ・各職場の課長補佐級職員を人権担当者とし、人権担当者研修を年3回実施している。 ・上記人権担当者と研修委員・所属長等が連携し、各職場で人権研修を行う。各課の業務に関連し

	たものになることが多い
茨木市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修については、人事課が主催の研修と人権部(人権センターを含む)主催の研修がある。 ・人事課主催の研修のうち、人権問題研修については全職員が3年のうち1回、8つのテーマの中から関心のあるものを選んで受講する。 ・新規採用職員研修については、人権問題研修をカリキュラムの1つとして位置づけ、国際人権、同和問題、男女共同参画など、様々な人権問題について学習する。 ・人事課主催の研修については、人事課でテーマを設定し、人権同和課に講師の相談をする ・人権部等主催の研修のうち、職員研修に該当するものについては、全職員に通知する。
寝屋川市	<ul style="list-style-type: none"> ・人事室で企画・実施。テーマについて人権文化課に相談を行うこともある。 ・職場研修、新採研修、階層別(入庁年度別)、新任課長・係長研修、人権啓発リーダー研修等を実施している。 ・職場研修は各部局に予算を渡し、独自に実施している。
岸和田市	<ul style="list-style-type: none"> ・市長公室人事課が担当し、主管級以下の全職員を対象にビデオ教材などを使って、人権問題に対する正しい理解と認識の向上を図る目的で階層混成の人権問題ファミリー研修を実施している。
和泉市	<ul style="list-style-type: none"> ・人事課が担当し、内容・講師の選定については人権国際課も協力している。年1回は全職員に対して人権研修を実施している。 ・新入職員採用時の新採研修は人権国際課で時間をもらい、ワークショップ形式で2、3時間実施する。 ・職階別、年次別研修は実施していない。 ・今後は「和泉市人権擁護施策推進本部」の推進委員の研修を人権国際課で行っていきたい。
守口市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修を年2回実施、そのうち1回は同和研修を実施している。外部講師を招き、現状の課題を率直に述べてもらう。研修には各課から1名が参加する。 ・階層別研修も年1回実施、
門真市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権政策室と人事課が連携をして職員研修を行う。 ・原課においてそれぞれ啓発実践を行うことがある。必要に応じて人権政策室と連携。 ・新人研修において、人権研修は必須となっており、行政における人権の位置付け、それぞれの部署が人権とは切り離せないこと、人権は総合行政だということを人権政策室の室長が特に説明している。 ・他の職員研修はほとんどが指名研修になっており、内容としてはエセ同和対応など。 ・管理職研修では外部から講師を呼んでいる。
箕面市	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の選定も含めて職員課で実施する。各関係部署に講師の紹介を依頼する。 ・全職員対象(臨時職員は含まない)の研修として「人権セミナー」(人権に関する連続講座)を実施している。 ・階層別研修(3年に1回程度指名)、新任研修において実施している。新任監督者研修時には福祉体験学習(福祉施設での介護・作業体験、手話、点字などを対象者が選択)を受講する。 ・新規採用職員研修を、前期・後期研修に分けて実施している。前期は市人権施策や過去に市内で起こった事件などを取り上げて講義、後期は自分の身近な問題についてグループで討議を行う。講師は人権文化部の職員が担当。
大東市	<ul style="list-style-type: none"> ・人事課が毎年主催している人権研修に各課から何人か参加している。 ・「人権問題職場研修推進員」(課長)が中心となって、各課にて人権研修を年度に1回実施する。テーマは推進員にまかせ、実施後に人事課へ報告 ・「人権問題職場研修推進員研修」への研修を年1回実施する。
松原市	<ul style="list-style-type: none"> ・全体研修については、人事課がスタンスを決め、人権文化室がアドバイスをを行い実施する。2年で全職員が受講できるようにしている。 ・新入職採用時の新採研修は、職員に市全体の課題として認識してもらうため、実際の問題を取り上げ、3、4年前からはワークショップ形式で実施している。(講師は人権文化室職員が担当) ・人権文化室から関係部署には外部研修の案内をしている。
富田林市	<ul style="list-style-type: none"> ・階層別に分けて、原則年1回実施する方針となっている。 ・セクハラ研修などは指針を作って全職員を対象にやっている
羽曳野市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権推進課が人事課に働きかけ実施。 ・これまでは特に研修体系を決めていなかったが、今後は人権研修を年1回は実施してもらうように提案を行っている。 ・昨年度は課長級以上の職員を対象に2回の研修、入庁10年目の係長級以上になった職員に研修を実施。
河内長野市	<ul style="list-style-type: none"> ・人事課からの依頼により、人権推進室が実施。 ・年に1、2回研修を実施し、極力受講してもらうように依頼している(参加は100名前後)。 ・新任研修は、人事課からの依頼により実施することがある ・新入職員採用時の新採研修の際に人権研修を行うとは決まっていない。

池田市	<ul style="list-style-type: none"> ・人事課が主管で、テーマも人事課が設定し、実施する。人権推進課は情報提供を行う。 ・職階別（パート職員、アルバイトも）に研修を実施し、全職員が年1回は受講するようになっている。 ・新入職員採用時の新採研修のときには、部内講師もしくは教育委員会の委員が研修を実施する。 ・新任課長・主査等にも研修を実施する。
泉佐野市	<ul style="list-style-type: none"> 「人権問題職場研修員（詳細は後述）」が各職場で年2回以上、人権問題に関する職場研修を実施する。
貝塚市	<ul style="list-style-type: none"> ・全体研修は行っておらず、新採研修だけ定期的実施している。人事課から依頼に基づき、人権政策課が講師となって研修する。 ・2年前までは全職員に対して数年にわたり、各問題の研修を実施していた。 ・人事研修の一環として「人権啓発指導者養成講座」（市民向けでもある）に部内で2名以上の職員を参加させている。
摂津市	<ul style="list-style-type: none"> ・新人研修は人事課主催で月1回の半日研修を1年にわたり実施。人権推進課の非常勤特別職の職員が講師となる。座学ではなく、グループワーク形式をとり、自分で考えることを重視している。3月には職員が1年の人権研修の総括を発表する「人権研修成果報告会」を行う。 ・例年の職員研修は人事課が主催し、人権推進課がアドバイスを行っている。一般職研修（年3回実施し、そのうち1回参加する）と管理職研修（年2回実施し、どちらか1回に参加する）とがある。 ・各担当課から研修の要望があり、特別研修として全職員に実施することもある（セクハラ防止研修など）。
泉大津市	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の企画は人権啓発課が行い、人事課が実施する。 ・職員研修として、市民向けの研修会・講演会に各課から1名参加してもらう（6月、12月） ・別途社会福祉協議会の研修にも参加してもらうこともある。また、憲法週間、人権週間の行事にも参加してもらう。 ・階層で限定した研修を実施することもある。 ・新入職員には新採研修時に、人権啓発課の職員が研修を実施する。 ・特別養護老人ホームへの研修も実施している。
交野市	<ul style="list-style-type: none"> ・人事課主催のものとして市長公室主催のものがある。 ・人事課の研修では新任研修と各課の担当者研修を年に3～5回実施。テーマについては人事課が市長公室に意向を伝え、市長公室から提案する。 ・「交野市人権協会」主催の市民研修（年2回）への参加も、人事課から呼びかけてもらう。 ・「啓発職員」は「北河内人権啓発推進協議会」の職員向け研修に参加する。
柏原市	<ul style="list-style-type: none"> ・主担は人事部で人権推進課にテーマを相談する。 ・全職員に最低年1回は研修を実施する。事象発生時など必要があれば都度実施する。 ・新入職員採用時の新採研修の際には人権に関する研修を実施していない。 ・研修、啓発内容について、年1回の行政交渉時に各課の意見を集約している。
藤井寺市	<ul style="list-style-type: none"> 全職員を対象に、年1回5コマに分けて実施され、いずれか1回を受講することになっている。
泉南市	<ul style="list-style-type: none"> ・特定職員を対象とした人権研修と、人権推進課および生涯学習課が担当している市民向け講座を人権研修と位置づけて、職員も参加できるようにし、そのいずれかを受講することにより、ほとんどの職員が1年に1回は人権研修を受講するようにしている。 ・新入職員の採用時には人権大学を受講した職員を講師として新採研修を実施。
高石市	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回（8月）に全職員対象の研修を実施。 ・新規職員採用時には、新採研修の際に1コマ（60分）の人権教育を実施している。 ・研修のテーマ設定は人事課と人権推進課と協議して決定している。講師については職員で対応する場合と外部講師を依頼する場合とがあるが、いずれにせよ人権推進課が調整したあとに人事課に引き継ぐ。 ・毎年、市職員1名が「解放大学」を受講している。
大阪狭山市	<ul style="list-style-type: none"> ・人事グループと人権広報グループが連携して行う。全体研修として年度内に3、4回講座を設け、全職員が最低年1回はいずれかの講座を必ず受講するようになっている。 ・新入職員採用時の新採研修・階層別研修内でも人権研修を実施している。 ・なお、図書館、公民館などの指定管理者に対する研修も協定書の中で要件となっているので、人権広報グループへ依頼のうえ、研修を実施している。「大阪狭山市企業人権協議会」に加入している指定管理者については、市の「大阪狭山市人権協会」および「大阪狭山市企業人権協議会」などの研修にも参加することを勧めている。
四條畷市	<ul style="list-style-type: none"> ・人事課が担当しているが、内容は人権政策推進課で企画している。 ・全職員を対象にした研修を5ステージくらいに分けて実施し、年1回は受講するようになっている。 ・上記のほかに新採研修、職階別研修（必要時）を実施。

阪南市	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員も含めて年1回以上、全職員を対象に実施。 ・市及び阪南市人権協会共催の「ヒューマンライツセミナー」(全6回)を職員研修と位置付けて、職員を各自1回以上参加させている。
熊取町	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書室人事係と協力し、年1回、職員全員に研修を実施し、さらに課内毎に研修を行いスキルアップに努めている。 ・全体研修後、管理職を対象に研修を実施し、職場研修の題材を提示する。 ・管理職は職場研修を実施して、秘書室人事係に報告する。秘書室人事係と人権推進課はその報告をもとに、次回のテーマ設定などを行っている。 ・来年度は人権推進課が各課を巡回するなどの方法での研修が可能であるかどうか検討したいと思っている。
島本町	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府が毎年、新任職員を対象にした3～4日間の研修を実施しているの、それに参加している。 ・人事課が開催する新任職員研修で同和問題などの人権研修を行っている。 ・全職員を対象に同和問題研修、ハラスメント(セクハラ、パワハラ)防止研修を開催。
豊能町	<ul style="list-style-type: none"> ・職員全体の定期的な研修はなく、単発的に実施している。研修の担当は総務課。 ・新規採用職員には新採研修時に自治人権課の職員が研修を行っている。 ・来年度以降に、役場内の人権リーダーを設置していく方針を立てている。 ・ふれあい文化センターでの住民への啓発事業や啓発団体の啓発事業に職員が参加する場合もある
岬町	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回のペースで実施。講師による講演形式だと、研修時間および参加可能な職員が限られてしまうので、職員全員が参加できるように、今年から時間枠を細かく設けて、ビデオ研修を行っている。人権推進課で企画し、企画人事課で実施している。
忠岡町	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回実施。人権平和室では主催部署の秘書室からの相談・依頼に対応する。 ・「忠岡町人権協会」の総会後の研修会に参加できる職員は参加してもらう。
河南町	<ul style="list-style-type: none"> ・人事広報課が研修を実施。人権男女共同社会室では講師の相談等を受ける。 ・全職員が年に1回研修(河南町・太子町・千早赤阪村合同で実施、男女共同参画でも年1回実施)を受講する。 ・新入職員採用時の新採研修は町の業務の一環として人権問題への取り組みを紹介している。
太子町	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部秘書課で計画づけられており、年1回人権研修を実施。 ・太子町、河南町、千早赤阪村が共同で年に2回は人権研修を実施する。 ・研修内容についても総務部秘書課が決定するが、住民生活課への相談もある。 ・「大阪人権問題映像啓発推進協議会」が作成した土地差別に関するビデオを活用し、戸籍の不正入手対策業務に活用している。
能勢町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権総務課の行事を研修と位置づけ、職員に参加を呼びかけてできるだけ参加してもらうようにしている。 ・新入職員採用時の研修においては人権研修を特に実施せず、人権総務課の業務として町の人権への取り組みを紹介している。
田尻町	<ul style="list-style-type: none"> ・企画人権課が企画・調整し、秘書課が実施。各職員が年2回受講するようになっている。 ・人権協会の講演会などにも時間があれば参加してもらう。 ・男女共同参画の職員研修については、管理職及び議員と一般職員の研修を分けている。
千早赤阪村	<ul style="list-style-type: none"> ・「千早赤阪村人権協会」の総会での研修や「人権の集い」に、職員もできるだけ参加してもらうようにしている。 ・課長会での研修(行政職員向けのビデオを上映) ・南河内3町村合同で職員の人権研修を実施(年3～4回)。

2 人権啓発の内容

本節では、アンケートならびにヒアリング調査結果から、人権啓発の内容面について紹介する。

2-1 各自治体における一般的な啓発実践

自治体規模や担当職員数によって実際に行われている啓発事業は大きく異なるが、あえて自治体が行っている一般的な啓発事業を提示するとすれば、以下になるだろう。

まず、年度内の特定の期間に設定されている啓発活動があげられる。例えば、5月の憲法週間には講演会や街頭啓発、夏の平和に関する取り組みでは講演会やパネル展、12月の人権週間³には講演会のみならずコンサート、標語やポスターの展示など、さまざまなイベントを開催する、といったものが一般的である。

これら特定の期間に設定されている啓発活動のあいだに、単発あるいは連続ものの各種の人権をテーマにした講座が実施されることが多い。これらの講座についても入門講座と、より専門的な内容を含む専門講座と、段階をわけて講座を設定している自治体もある。

ほか、人権にゆかりのある地域を訪れるフィールドワーク（バスツアー）、（組織されるところは校区ごとの）人推協の研修・講座、啓発冊子の作成・配布、自治体職員による出張（出前）講座、標語・ポスター等の募集と啓発冊子（カレンダー）化などがあげられる。

ただし、当初、当研究事業が目的としていたこれらの事業に対する効果測定方法の把握であるが、参加者の人数・アンケートを取るなど以外はほとんど行われていなかった。

なお、各自治体における啓発事業の一覧については資料編「C：各自治体の啓発事業の一覧」を参照されたい。

2-2 Good Practice の例

ここでは、アンケートないしはヒアリングにおいて、特徴的、あるいは効果があったと考えられる啓発事業を抽出した⁴。多数の事業のうち、①講座・②地域での研修会・③イベント・④啓発物品作成・⑤フォーラム・⑥自治体事業・⑦フィールドワーク・⑧自治体の体制・⑨その他に類型化したうえで、それぞれの事業を紹介する。今後の各自治体での取り組みの参考になれば幸いである。

1) 講座の場合

講座の場合、A：受講の成果が「かたち」として残る講座（茨木市、松原市）、B：受講後に有志による市民活動グループが結成され、活動する講座（柏原市、泉南市、藤井寺市、羽曳野市）、C：受講後に受講内容を活用する場がある、またはその情報提供を行う講座（和泉市、泉南市）、D：人権啓発団体が主体的に企画・運営する講座（阪南市）があげられる。

A：受講の成果が「かたち」として残る講座（茨木市、松原市）

人権啓発の講座の目標は様々だろうが、受講の成果が具体的な「かたち」となるものは、受講生のモチベーションを高め、受講生が自発的に意欲的に事業に取り組めるものとなっている。茨木市では茨木市人権センター主催の「人権啓発ファシリテーター養成講座」の修了生が、研究会を設け、その活動の中で人権学習教材の作成に取り組んでいる。また、松原市では男女協働参画⁵事業の「ブラッシュアップ講座」受講生が講座を通じて、男女協働参画・ジェンダーの視点に基づくイラストカット集を完成させている。

³ 「人権週間」の取り組みに対し、12月3日から9日の「障害者週間」、12月9日の「障害者の日」のイベントを重ね合わせたり、近年では、12月10日から16日の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の取り組みが行われているところもある。

⁴ 資料編「D：各自治体の概要」のうち、「3. 特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について」では、ここで紹介する事業以外にも多数の事業があげられているので、参考にされたい。

⁵ 松原市では、「松原市男女協働参画プラン」（1998年策定）にあわせて、あえて「男女協働参画」ということばが用いられている。

自治体名	茨木市	対象	「人権ファシリテーター養成事業」の 修了生
事業	「人権啓発教材開発事業」・活動推進		
テーマ	人権に関する講座の修了生による人権啓発教材の開発。		
内容			
茨木市人権センター主催の「人権啓発ファシリテーター養成事業」の修了者が研究会を作り、「人権啓発教材開発事業」に取り組み、人権学習教材「ある！ない？大事典」を完成させた。			
【「ある！ない？大事典」の内容】			
①「人権学習教材『ある！ない？大事典』を使うにあたって」 この教材の目的、進め方の例、留意点が記載されている。			
②「ある！ない？大事典 社会生活編 あなたの周りでこんなことな～い？」 言葉の違い、習慣の違い、感じ方の違いについて、「気づき」を促す資料となっている。			
③「ある！ない？大事典 子育て編 あなたの家庭でこんなことな～い？」 親と子の気持ちや価値観の違いについて、「気づき」を促す資料となっている。			

自治体名	松原市	対象	男女共同参画ブラッシュアップ講座受講生
事業	男女協働参画、ジェンダーの視点に基づくイラストカット作品集「さし絵*工房」の作成		
テーマ	市民による男女共同参画冊子の作成		
内容			
男女協働参画事業の「ブラッシュアップ講座」受講生が、男女協働参画、ジェンダーの視点に基づくイラストカット集「さし絵*工房」を作成。講座は以下のようなワークショップ形式で開催された。			
【ワークショップの流れ】			
1. 〈男性と女性〉はどんな描かれ方をしてるんだろう！？ まずはメディア（テレビ・雑誌など）を読み解くチカラを			
2. 「これが欲しほしかったんです！！」と言わせる《さし絵集》って！？ あるようで、なかなかない 私たちならではの《さし絵》			
3. やってみよう！① どんどんアイデアを出して、イメージを			
4. やってみよう！② ちょっと描いてみて、こういうのかな！？			
5. やってみよう！③ どんどん描いて、イメージどおり！？			
6. やってみよう！④ さあ、仕上げ、仕上げ。編集したら…			
7. 《さし絵集》のできあがり！！どんな風につかってほしい？今回のワークを振り返って			
【イラストの例】			
男性が子守りをしている場面、女性の道路工事作業員 など			

B：受講後に有志による市民活動グループが結成され、活動する講座（柏原市、泉南市、藤井寺市、羽曳野市）

自治体や啓発団体が開催した男女共同参画事業等に参加した住民が自発的に活動グループを結成し、活動している自治体がいくつか見られた。いまや自治体の運営には住民との協力が不可欠となっており、こうした点から啓発事業を通じて市民により、自治体の活動をサポートするグループができ、自治体と住民との距離が近づくことは、講座での啓発の意味だけではない、大きな成果であるといえる。また、住民による住民への啓発が展開されることで、さらなる広がりを持たせやすく、住民の意識もわかりやすいので、よりきめ細かな活動が期待できるのではないだろうか。

自治体名	柏原市、藤井寺市、泉南市、羽曳野市	対象	市民
事業	啓発事業後の、有志による市民活動グループの結成		
テーマ	市民活動グループの結成、運営		
内容			
<p>各市内で実施された啓発事業後に、その啓発事業の参加者が自主的にグループを結成し、活動している。各市の状況は以下のとおり。</p> <p>【柏原市】 男女共同参画の啓発事業後にグループが結成されて、啓発行事の補助をしてくれている。また、女性グループの発表会である「フローラルフェスタ」は自主的に企画され実施している。</p> <p>【泉南市】 市の「ふれあいセンター」でも人権文化講座、歴史講座、フォーラム等の啓発行事を実施しており、その中からいくつかの市民グループができています。男女共同参画の1グループが啓発事業の企画に協力し、またそのグループをきっかけに他の人権行事にも参加するようになっています。</p> <p>【藤井寺市】 市のリーダー養成講座の修了者が独自にグループを結成（約15名）し、現在、啓発活動の補助も行っている。</p> <p>【羽曳野市】 男女共同参画の啓発事業である「男の生き方塾」の卒業生がOB会を作り、活動している。</p>			

C：受講後に受講内容を活用する場がある、またはその情報提供を行う講座（和泉市、泉南市）

講座を受講した際に、受講者の学習・活動をその講座で終わらせるのではなく、受講者に対して、受講内容を踏まえた学習の場・活動の場の情報を自治体から提供することで、受講者のさらなる活動を促している自治体もある。泉南市は連続講座の際に、そのセミナーに関連する市内のグループを紹介し、受講者の活動の場を広げる働きかけを行っている。和泉市では市の開催するリーダー養成講座の修了者の中には市民講師となり、「和泉市人権啓発推進協議会」の専門部会の活動に従事する人もいます。

自治体名	和泉市	対象	地域・企業・学校・市民団体等
事業	「たのまな人権研修支援事業」		
テーマ	市民講師の派遣事業		
内容			
<p>「人権教育（啓発）のノウハウを持つ個人・団体等と協働し、人権研修（参加体験型を含む）を希望する地域・企業・学校・市民団体等へ市民講師を派遣し、研修の支援をしている（年間3、4回）。</p>			

自治体名	泉南市	対象	市民
事業	「ヒューマンライツセミナー」開催時のセミナーに関連する市内団体の紹介		
テーマ	啓発事業後の次のステージの提供		
内容			
<p>連続講座である「ヒューマンライツセミナー」開催時に、そのセミナーに関連する活動を行っている市内のグループを受講者に紹介し、活動を広げていこうとしている。</p>			

D：人権啓発団体が主体的に企画・運営する講座（阪南市）

阪南市では自治体が事務局を担当しながらも、人権啓発団体が主体となり人権啓発講座を企画・運営をしている講座がある。もちろん、人権啓発団体が主体的に啓発事業を企画・運営できるようになるには一朝一夕ではできないが、昨今、人員が削減されている自治体の負担の軽減を図れると共に、住民が自ら問題を考え深めていくことになるので、こうしたことは実務的な面でも人権啓発推進の面でも意味あることであろう。

自治体名	阪南市	対象	市民
事業	「ヒューマンライツセミナー」および「ヒューマンライツセミナー出張講座」		
テーマ	人権啓発団体による人権問題の講座		
内容			
<p>企画・運営も「阪南市人権協会」が主体的に行っており、市としては予算の拠出と周知を行うのみとなっている。</p> <p>「ヒューマンライツセミナー」は10年以上続いており、また「ヒューマンライツセミナー出張講座」は受講する各団体の活性化につながっている。2006年度の実施内容は以下のとおり。</p> <p>【ヒューマンライツセミナー2006 前期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ドメスティック・バイオレンス（DV）の現状と課題」 ・「人を育てるコミュニケーション」 ・「高齢者の人権について」 <p>【ヒューマンライツセミナー2006 後期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「究極の貧困としての野宿者問題」 ・「土地差別問題を考える」 ・「共に生きるってどういうことなんっ？」 <p>【ヒューマンライツセミナー出張講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会「あした天気になあれ」 ・「車いすダンス」 			

2) 地域での研修会の場合

A：地域での啓発事業を円滑に行うための自治体による参考資料の作成（吹田市、八尾市）

地域における人権啓発の取り組みを、人権啓発団体が自主的に行っていけるようになることが各自治体の課題となっているが、その課題に対応するために、住民が地域の啓発事業を円滑に行うための資料を提供している自治体もある。吹田市では「人権協ハンドブック」を作成し、啓発事業を行う際に必要となる各事項について解説し、地区活動の推進を図っている。八尾市でも同様の資料を作成している。

自治体名	吹田市	対象	「吹田市人権啓発推進協議会」 地区委員会
事業	「人権協ハンドブック 地区活動参考資料」の作成		
テーマ	地区委員会活動の円滑な運営のための資料		
内容			
<p>人権啓発団体である「吹田市人権啓発推進協議会」の地区委員会活動を円滑に行うための資料集。主な内容は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「吹田市人権啓発推進協議会」の組織の解説 ・地区活動の概要 ・地区活動の事務要領 ・講師一覧 ・フィールドワークの見学施設一覧、 ・各書類の様式 (活動計画書、活動報告書、預かり書、領収書、支払証明書、アンケート、入会申込書、年間事業計画) 			

B：自治体職員が講師となり開催される学習会（泉佐野市）

泉佐野市では市の職員が人権啓発講座の講師となり、地域での学習会を実施している。この地域での学習会は単に学習の場となるだけではなく、市と住民の両方にとって、お互いの生の声を聞くことができる交流の場としても意味があるものとなっている。

自治体名	泉佐野市	対象	市民
事業	「人権問題町別懇談会」		
テーマ	行政と市民の人権問題に関する学習会の実施		
内容			
<p>「泉佐野市人権対策本部」の取り組みとして実施している。</p> <p>部課長級の市職員が講師となり、市内各町会、自治会で人権問題に関する学習会を開いている。</p> <p>職員と市民がひざを突き合わせて、本音を出し合う場としての学習会と位置付けて、毎年度開催している。年度毎にテーマ設定を行い、講師となる部課長には事前研修会を開催する。</p>			

C：自治体職員と市民団体の会員が合同で行う研修会（泉大津市）

自治体と地元企業との協力も、現在の行政を推進するうえで重要となっており、泉大津市では市の新入職員向けの人権研修に、「泉大津市事業所人権協会」加入企業の職員を招待し、合同で人権研修を実施している。市にとっては人権啓発を行うと同時に地元企業との結びつきを強めることができ、企業にとっては研修を企画する人的・金銭的コストを省くことができる。

自治体名	泉大津市	対象	市新入職員、 「泉大津市事業所人権協会」加入企業の 新入社員
事業	市の新入職員向け人権研修への「泉大津市事業所人権協会」加入企業新入社員の招待		
テーマ	市と市内企業の合同による人権研修の実施		
内容			
市の新採時の人権研修の際に、「泉大津市事業所人権協議会」加入企業の新入社員を招待し、 合同で人権研修を実施している。			

D：市民講師の派遣（和泉市）

地域において、人権に関して詳しい地元講師の育成、活用が今後の各自治体に求められているが、和泉市では市の開催するリーダー養成講座の修了者の中には市民講師となり、地域・企業等での人権啓発の講師をする者もいる。

自治体名	和泉市	対象	地域・企業・学校・市民団体等
事業	「たのまな人権研修支援事業」		
テーマ	市民講師の派遣事業		
内容			
「人権教育（啓発）のノウハウを持つ個人・団体等と協働し、人権研修（参加体験型を含む）を希望する地域・企業・学校・市民団体等へ市民講師を派遣し、研修の支援をしている（年間3、4回）。			

E：人権推進団体による地区・校区での研修（高槻市、豊中市、吹田市、寝屋川市、岸和田市、和泉市、守口市、大東市、河内長野市、泉佐野市、摂津市、泉南市、熊取町）

地区・校区単位での研修会等を実施している自治体はいくつも見られた。内容は講演、講座、ビデオ上映などさまざまである。大ホールでの講演会など、大規模な啓発事業も多くの人に同時に啓発を行うことができるので意義ある事業であるが、地区・校区での研修会は少人数のため、より深く、また小回りの利いた啓発事業が可能である。大規模な啓発事業とうまく使い分けて、実施していくことでより効果的になるであろう。

自治体名	下記のとおり	対象	住民
事業	地区・校区での研修会等の実施		
テーマ	地域での小規模研修会の実施		
内容			
<p>【高槻市】 「ふれあいアップ講座」を中学校区（18 校区）で開催。</p> <p>【豊中市】 各小学校、市内公私立高校も含めた 71 地区委員会で研修会等を実施</p> <p>【吹田市】 小学校区（37 校区）で研修等を実施。</p> <p>【寝屋川市】 12 の中学校地区ごとに 1 つの「社会を明るくする運動推進委員会」があり、校区ごとの啓発活動も実施している。</p> <p>【岸和田市】 小学校区（20 校区）で研修会を実施している。</p> <p>【和泉市】 小学校区（21 校区）で、単独もしくは数校区合同で研修会を実施している。</p> <p>【守口市】 市内 3 ヶ所の公民館で地区別研修会を実施。</p> <p>【大東市】 市内 37 ヶ所（39 自治会）で「地域集会」を実施。</p> <p>【河内長野市】 「人権ふれあい講座助成校」の制度を活用し、小中学校区での研修を推進（2006 年度は 12 校区）。</p> <p>【泉佐野市】 小学校区で地区委員会活動を実施。</p> <p>【摂津市】 中学校区（5 校区）で研修を実施。</p> <p>【泉南市】 9 の校区で「区民のつどい」・講演会を、また数校区合同で「人権啓発フィールドワーク」を実施している。</p> <p>【熊取町】 町内 36 地区 35 ヶ所で「人権啓発地域映画会」を実施。</p>			

3) イベントの場合

A：多数の参加者が見込める事業に便乗してのパネル展実施（大東市・他多数）

人権について知ってもらうため、より多くの住民に啓発事業に参加してもらうことは、啓発事業に求められことのひとつである。そのために多数の人が集まるイベント等に便乗して啓発活動を行うことは、効率の面からまた人権啓発団体の存在・活動をアナウンスする意味でも必要なことであろう。大東市では 20 年以上にわたって、春の「野崎まいり」に合わせて、野崎観音の敷地内で人権パネル展を開催し、来場者への啓発を行っている。

自治体名	堺市	対象	市民
事業	「堺人権協だより こころの響き」		
テーマ	障害者・外国人にも対応する広報誌の作成		
内容			
<p>毎年「堺市人権教育推進協議会」が「堺人権協だより こころのひびき」という広報誌を発行し、堺市内の全家庭に配付している。</p> <p>この広報誌はテープ版、点字版、外国語版（英語・中国語・朝鮮語）でも発行され、障害者や外国人にも配慮した対応をしている。</p>			

B：わかりやすい、身近な事例（市内の事例）を盛り込んだ啓発誌（豊中市、茨木市、八尾市）

「人権」はわかりにくい、難しいといった意識を持つ住民も見られるが、こうしたことは人権啓発を進めるうえで壁となっているものであり、これを打破するためにはわかりやすい内容で人権が各人にとって身近なものであるということを、住民に伝えることも必要だろう。豊中市では「豊中市人権白書」を作成し、人権問題について実際に市内で起こった事例をあげたうえで、それぞれの事例ごとの相談窓口を紹介するなど、わかりやすく住民に解説している。八尾市では「概要版 八尾市人権教育・啓発プラン」を作成し、プランの内容、策定までの市民との取り組みをわかりやすく記載している。また、茨木市では先述の「人権啓発ファシリテーター養成事業」の修了者が作成した人権学習教材「ある！ない？大事典」の内容を日常生活、家庭生活でよく起こりうる事例を取り上げて、取り組みやすいものとしている。

自治体名	豊中市	対象	市民・職員
事業	「豊中市人権白書 人権ってなあに？」の作成		
テーマ	各人権問題の解説		
内容			
<p>豊中市の人権侵害の現状を、実際に起こっている事例を基にして、できるだけわかりやすく伝えるために2005年3月に作成された資料。市民や事業所への出前講座・研修、職員研修に活用している。</p> <p>主な内容は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題、男女共同参画等の各人権課題の具体的な事例 ・各課題の相談窓口一覧 ・各課題に係る法律・条例・計画など ・豊中市民の人権意識について（調査結果） ・人権に関する用語一覧 			

自治体名	八尾市	対象	市民
事業	「概要版 八尾市人権教育・啓発プラン」の作成		
テーマ	リーフレットの作成		
内容			
「八尾市人権教育・啓発プラン」について、内容をわかりやすく、クイズも盛り込み、研修等で使えるよう工夫して作成。地区人権研修や職員研修でも使用している。また、このプランの策定過程（市民、行政、学校によるワークショップ形式で策定）についても記載されている。			

C：自治体から市民への働きかけによる啓発物品の作成および作成過程での市民との交流（松原市）

自治体と地域内の学校園とが啓発事業で協力をすることは、若年層への啓発の意味でも価値あるものである。松原市では市から市内の高校に人権啓発絵本の作成を依頼している。人権に関する絵本を作成し、配布することはそれ自体啓発事業として意義があることだが、同時にその制作過程において市の職員と高校生が人権について話を深めていくことが、高校生が人権について考える機会となっている。

自治体名	松原市	対象	作成：市内高校生 配布：市民
事業	「親と子でよむヒューマン絵本」作成		
テーマ	市内高校生による啓発冊子の作成		
内容			
市内の高校生に作成を依頼している人権を題材とした絵本。作成は市内の高校持ち回りで行う。作成された絵本は、「市民のつどい」、「人権教育市民セミナー」等で配布されている。2006年発行分で13冊目となる。 絵本の作成過程は、市の職員と高校生が人権について話を深める場となっている。			
【過去2年の作品】			
・2005年作成作品 「みんなにつたえたい」 識字に関する絵本			
・2006年作成作品 「月とうさぎと青いこども」 人とのふれあいに関する絵本			

5) フォーラムの場合

A：市民団体等による実行委員会で企画・実施されるもの（高槻市、箕面市、泉佐野市、能勢町）・B：市民団体等の活動発表の場となるもの（能勢町）

自治体内で開催されるフォーラムを、自治体主導ではなく、市民団体等で構成される実行委員会により企画・実施されている自治体もいくつかあった。こうした取り組みは各団体の自主性を高めると同時に自治体内の各団体同士の交流が図れ、より大きな広がりになりうるだろう。また、能勢町では「人権と平和のつどい」が町内（一部町外）の団体の活動発表の場となり、各団体の活動の励みとなっている。

自治体名	高槻市	対象	市民
事業	「平和展」、「人権を考える市民のつどい」		
テーマ	市民による人権啓発活動の実施		
内容			
<p>市民の手による人権啓発事業の促進を図ることなどを目的に、「平和展」や「人権を考える市民のつどい」などを人権関係市民団体等により組織された実行委員会で企画・実施している。</p> <p>【実行委員会の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高槻市人権啓発推進協議会（自治会等の各種団体で構成） ・高槻市人権擁護委員会 ・高槻市地方公務員労働組合連合会 ・高槻市人権富田地域協議会 ・高槻市人権春日地域協議会 ・富田・赤大路地域人権教育推進会議 ・城南中学校区人権教育推進協議会 			

自治体名	箕面市	対象	市民
事業	「人権フォーラム」		
テーマ	各人権問題に関する市民主体のフォーラム		
内容			
<p>実行委員会形式をとり、市民団体が課題を持ち寄って実施。全体会と各分科会で構成される。2007年度で22回目が開催され、市民に根付いた活動となっている。無料ではなく、参加費も徴収する。なお、2007年度の開催内容は以下の通り。</p> <p>全体会：野中広務氏講演「今、日本を憂う」 箕面東高校演劇部寸劇「実録！！高校生のホンネ」</p> <p>分科会：「けんぼうかたる 仏教はもっとかたる」 『子どもの権利』ってなに？ 「親子で学ぶ！かたる！3才からの『体の科学』」 「障害者問題 もう一度差別を考える」 『『であい・つながり・げんき』になろう！みのお」 「つかめ！セカンドチャンス」 「イラク戦争 その後 2003年の余波」 「いま『公』を問う」</p>			

自治体名	松原市	対象	公募委員、市の若手職員
事業	「松原市人権尊重のまちづくり審議会」への市民、若手職員の参加		
テーマ	行政と市民の協働による人権行政の推進		
内容			
人権擁護に関する重要な事項を審議する諮問機関である「松原市人権尊重のまちづくり審議会」には公募委員が3名参加し、市民の視点での意見を参考に行っている。また、実務を担当する若手の市職員にも「審議会」のワークショップに参加してもらっている。			

自治体名	八尾市	対象	市内各種団体、市民
事業	「W a i W a i 市民フォーラム」		
テーマ	行政の計画作成・進行管理への市民参画		
内容			
「八尾市人権教育・啓発プラン」を、行政と市民からの公募委員が協力して作成。その経緯は以下のとおりとなっている。			
1. プランづくり研究会（2004年5月～2005年5月） 公募市民と市職員で市民意識調査などプラン策定までの仕組みを検討			
2. 市民意識調査の実施（2004年10月）			
3. W a i W a i 交流会（2004年11月） 市内の人権教育に関わる行政、市民、学校の交流会			
4. プラン策定委員会（2005年4月～2006年2月） 公募市民と人権教育に関わる団体員と学識委員により、ワークショップ形式でプランを練り上げる。			
5. W a i W a i 交流会 P a r t II（2005年9月） 市民団体・行政・教育機関（26団体・機関）のお互いの活動報告、プランに期待することなどをワークショップ形式で発表。			
6. パブリックコメントを求めた後、完成（2006年3月）			
なお、「八尾市人権教育・啓発プラン」の推進についても市民と行政が協働で考える場を設けている（2ヵ月に1回開催 約10人～20人）。行政施策推進本部の進行も含めて、市民の視点から進行管理をしてもらう。			

B：自治体と市民の協働による人権啓発事業の企画（熊取町）

住民に対する啓発事業は当然、住民の視点からその内容に意義あるものでなければ意味がない。熊取町では啓発事業の企画の段階から「熊取町人権協会」の役員にも参加してもらい、住民の立場からの発想・考えを取り入れている。

自治体名	熊取町	対象	熊取町人権協会役員
事業	「熊取町人権協会」の役員の啓発行事企画への参画		
テーマ	住民の視点からの啓発事業の企画への参画		
内容			
人権啓発に関する事業について、人権推進課の企画の段階から「熊取町人権協会」の役員にも参画してもらい、啓発事業に住民の立場からの発想及び考え方を取り入れている。2005年の「熊取町人権協会」への改組以降、役員にも積極的に啓発行事に関わってもらうようにしている。			

C：自治体の人権啓発事業に対する支援活動（和泉市）・D：自治体と外部団体とのネットワークが構築されたもの（和泉市）

和泉市は市内で人権啓発事業を行う団体に対して、内容を審査のうえ資金を提供する事業を行っている。この事業は団体の活動の援助にとどまらず、自治体と市民団体との関係を深め、また援助後に自治体の事業に移行するものがあるので、自治体にとっても有益なものである。

自治体名	和泉市	対象	市民
事業	「エンパワーメント活動助成事業」		
テーマ	市内の人権啓発事業団体への資金援助		
内容			
<p>市内で活動・発信する啓発事業を行う団体に対して、内容を審査のうえ資金を援助する制度。2001年から開始。毎年同じ事業内容での申請は認められず、また事業が軌道に乗れば、自立して活動していってもらっている。支援された事業には現在、人権文化センターの事業に移行しているものもある。</p> <p>また、市内にある桃山学院大学のボランティアサークルの事業も支援を受け、これがきっかけでつながりができ、ボランティアサークルが人権週間の行事に参加するようになっている。</p>			

E：近隣自治体の協力による調査事業（和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町）

昨今、多くの自治体が予算の縮小、人員の削減により、啓発事業などを行いにくなっているが、単独では行いにくい事業を、近隣の自治体と協力して実施している自治体もある。和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町が協力し、各地域の在日コリアンの生活実態調査を行い、そこから浮かび上がった課題を施策に結び付けている。

自治体名	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町	対象	在日コリアン
事業	「世界人権宣言3市1町連絡協議会」による在日コリアンの実態調査		
テーマ	自治体同士の協力による在日コリアンの生活状態調査とそれに基づく施策の実施		
内容			
<p>2006年度に和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町が合同で在日コリアンの生活実態調査を実施。在日コリアンの年金未受給者に対して、一般施策として年金受給を実施。実態把握から啓発にうまく結びつけることができた。</p>			

7) フィールドワークの場合

A：敷居の低い（「人権」ということで身構えられない）フィールドワーク（四条畷市）

フィールドワークは参加者が実際に目に触れ、体感するため、有意義な啓発事業であるが、内容によっては参加者にとって壁の高いと思われるものもありある。四条畷市は一見すると人権に関係ないが、実際には人権に深く関係しているというフィールドワークを実施し、市民にも定着している。

自治体名	四条畷市	対象	市民
事業	「人権ハイキング」		
テーマ	ハイキングを通じての各人権問題の気づき		
内容			
<p>一見すると人権に関係ないような研修ツアーの要所に、人権に関する要素を混ぜ入れ、参加者に「気づき」の積み重ねを実践させる。2006年度の内容は以下のとおり。</p> <p>【ハイキング人権講座 第1章 奈良編 参加人数：延べ160名】</p> <p>第1回 環境問題学習「森へ帰ろう」</p> <p>第2回 柳生街道に歴史と人権を訪ねて①（近世身分制度）</p> <p>第3回 山の辺の道を歩く（平和、人権学習）①</p> <p>第4回 斑鳩の里でのハイキング（文化と環境問題）</p> <p>第5回 橿原今井町を歩く（人権問題を考える）</p> <p>第6回 柳生街道に歴史と人権を訪ねて②（近世身分制度と人権問題）</p> <p>第7回 山の辺の道を歩く（平和、人権学習）②（平和学習）</p> <p>なお、1月～3月にかけて「ハイキング人権講座 冬の巻 大阪編」も実施している。</p>			

8) 自治体の体制について

A：自治体職員全員を「人権対策本部」の本部員と位置づけて、人権行政を推進（泉佐野市）

自治体行政は「人権行政」と言われ、各自治体でその体制を整えているが、泉佐野市では「泉佐野市人権対策本部」を設置し、市の重役職員だけではなく、全職員を本部員と位置づけて、全職員の人権に対する意識の向上を図っている。

自治体名	泉佐野市	対象	市職員										
事業	「泉佐野市人権対策本部」												
テーマ	市の人権対策本部												
内容													
<p>「泉佐野市人権対策本部」は1978年設置され、市長を本部長、副市長を副本部長、収入役、教育長、病院事業管理者、全部長級で本部委員を構成し、全職員を本部員と位置づけている。</p> <p>関係機関との連絡調整、差別事象に対する調査、分析、啓発、その他必要な措置に関する協議などをおこなう。</p> <p>「泉佐野市人権対策本部」には以下のような委員会と、その下の部会が設置され、各部会で活動している。</p> <p>【「泉佐野市人権対策本部」の構成委員会・部会】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">委員会</th> <th style="width: 50%;">部会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「人権啓発小委員会」</td> <td>「啓発部会」、「研修部会」</td> </tr> <tr> <td>「人権行政推進小委員会」</td> <td>「人権行政部会」</td> </tr> <tr> <td>「人権小委員会」</td> <td>「被害者救済研究部会」、「調査部会」</td> </tr> <tr> <td>「人権教育推進委員会」</td> <td>「人権文化部会」、「人権教育部会」、「人権福祉部会」</td> </tr> </tbody> </table>				委員会	部会	「人権啓発小委員会」	「啓発部会」、「研修部会」	「人権行政推進小委員会」	「人権行政部会」	「人権小委員会」	「被害者救済研究部会」、「調査部会」	「人権教育推進委員会」	「人権文化部会」、「人権教育部会」、「人権福祉部会」
委員会	部会												
「人権啓発小委員会」	「啓発部会」、「研修部会」												
「人権行政推進小委員会」	「人権行政部会」												
「人権小委員会」	「被害者救済研究部会」、「調査部会」												
「人権教育推進委員会」	「人権文化部会」、「人権教育部会」、「人権福祉部会」												

9) その他

A：自治体に支援された市内の人権啓発事業の自立化（和泉市）

先述の「エンパワーメント活動助成事業」制度にて支援された事業には、市の人権文化

センターの事業に移行したものがある。これは市民により始められた活動の望ましい結果の一例であろう。

B：市民からの呼び掛けにより結成された人権啓発活動組織（田尻町）

人権啓発講座の後にグループが結成され、活動を行う例については先述しているが、人権啓発講座の実施をきっかけとするのではなく、住民からの呼びかけでグループ結成された自治体もある。田尻町の「女性ネットワークたじり『c h a、c h a、c h a』」がそれに該当するが、こうしたことはある程度、成熟した市民グループがあって、初めて起こることであろう。

自治体名	田尻町	対象	女性住民
事業	「女性ネットワークたじり『c h a、c h a、c h a』」の活動		
テーマ	市民からの呼びかけで結成された組織		
内容			
<p>「女性ネットワークたじり『c h a、c h a、c h a』」は婦人会の呼びかけにより結成された組織で、「田尻町人権協会」の講演会・講座のアドバイス、補助を行っている。</p> <p>2006年度の活動内容は以下のとおり。</p> <p>2006年5月26日 平成18年度の事業計画、会員募集について</p> <p>2006年7月11日 男女共同参画講演会について（1）</p> <p>2006年7月25日 男女共同参画講演会について（2）</p> <p>2006年8月29日 男女共同参画講演会について（3）</p> <p>2006年9月16日 男女共同参画講演会</p> <p>2006年10月24日 男女共同参画講演会の反省、おおさかヒューマンフェスタ in たじりについて（1）</p> <p>2006年11月14日 おおさかヒューマンフェスタ in たじりについて（2）</p> <p>2006年11月26日 おおさかヒューマンフェスタ in たじり</p> <p>2007年1月16日 男女共同参画講座について（1）</p> <p>2007年2月27日 男女共同参画講座について（2）</p>			

3 人権啓発の課題

本節では、アンケートならびにヒアリング調査結果から浮かび上がってきた、人権啓発の課題について検討を行う。

3-1 自治体の体制・実務面の課題

1) 人員体制

啓発事業を実りあるものにするためには、人権啓発担当者が、企画立案・内容の充実のために業務に専念できるような体制を整備する必要があるだろう。しかし、特に町村など小規模の自治体に見られる傾向であるが、担当人員の少なさが内容の充実を妨げているように思われる。

近年、自治体財政がひっ迫しており、新規採用を控える自治体は少なくない。そのような状況において、例えば人権担当者が1名しかいないにも関わらず、さまざまな業務を兼務している者もいる。その場合、必然的に啓発事業に携わることのできる時間は限られることに

なり、企画立案、内容の充実などに専念できない状況がある。また、大阪府内の自治体では人権担当に関するさまざまなネットワークが整備されており、情報の共有がはかれるなどのプラス面もあるが、反面、人員の限られる小規模の自治体においては、会議などの実務対応に追われ、啓発事業に注力できない状況にある。

2) 実施計画の整備と集約

人権施策・啓発実践の質を高め、効果のあるものにするために、各自治体は、人権施策に関する実施計画を作成し、各部局で目標設定し、事業実績について集約する仕組みが必要である。そうした集約を受けて、事業の総括を行い、新たな目標設定とそれをクリアするための事業が行われるべきであろう。しかし、多くの自治体において事業に対する集約はされていても、目標が設定されているところは少ないようだ。少なくとも、各部局で行われている人権施策に関する集約は人権部局が行うべきであり、各部局において人権施策が充実するよう目標設定ならびにそれをクリアするための指導を行うべきではなかろうか。そのためには先述したように、人権担当部局にそれ相応の人員配置が必要となるだろう。

3) 人権啓発担当者の育成

人権啓発担当者は、人権啓発に関する団体である人推協・企業人権協をはじめ、マイノリティ当事者などとの人間関係が求められる部局でもある。そうした人々との関係を形成するためには、ある程度長期的な時間が必要とされるだろう。また、人権に関する幅広い知識と、効果的な啓発事業を進めて行くための専門的なスキルが必要となるが、それらもさまざま啓発事業をとおして学習していくという側面もある。しかし、自治体職員は何年か同じ職場を経験すると、他の部署に異動するのが通常である。その場合、人間関係やスキルなどが引き継がれない可能性も高い。これまで同和問題を通じて、人間関係や人権に関する知識・スキル・態度を形成してきた世代が定年退職の時期をむかえつつある中で、これまでの蓄積をどのように引きついでいくのかも重要な課題であろう。

3-2 啓発に関する課題

1) 効果測定について

自治体において、多様な行政評価が求められている現在、各施策についてさまざまな効果測定が行われている。本調査を通じて、各人権啓発事業に対する効果測定は、アンケートをとる以外にはほとんど行われていないことがわかったが、今後、効果的な実践を進める上でも、また、成果を目に見える形にするためにも、人権啓発においても効果測定の視点が求められる。しかし、アンケートで把握できるのはあくまでアンケートに協力してくれる者の意識のありようや評価にとどまり、そこに至らない市民に対する効果測定を行うことは難しい。そのため、啓発実践に対する効果測定手法の開発が課題であると認識は、人権啓発担当者へのヒアリングにおいても多く見られた。

しかし、効果測定の難しさはそうした手法に対する問題だけではない。それ以上の大きな問題は、人権啓発実践において目標設定がはっきりしないものが多いことである。例えば、各啓発実践を記入してもらうシートには、ねらいや人権（権利）のテーマについてたずねる項目を用意しているが、ねらいについては「人権意識の向上」、人権（権利）のテーマについては「人権全般」といったように漠然としたものが多い。効果測定を行うためにはねらいを設定することが不可欠であり、ねらいなきところに評価を持ち込むことはできない。的確な

効果測定を行うためにも、人権啓発のねらいを明確にするための整理が必要であろう。

2) 人推協の周知

各自治体において、人推協は会員向けあるいは市民向けのさまざまな啓発実践を担っている。しかしながら、その存在については非常に認知度が低いように思われる。幅広い周知徹底と、参加者数の拡大をはかることにより、人推協への認識の広がり、さらには人権に関する意識の広がりをはかることが重要になると思われる。

3) 人権啓発リーダー層の育成、活用

自治体によっては、連続講座を用意し、人権に関する専門的な知識・態度・スキルを獲得してもらい、最終的には人権啓発のリーダーを養成することを目指しているところもある。しかし、せっかく講座を用意しているものの、実際にそこで身につけたことを活かせる場が少ないようである。そうしたリーダーによる人権啓発に関する市民講師制度の充実や、人推協組織の活発化など、人権啓発リーダー層の活用が求められる。

4) 市民の人権に関する効果測定・ニーズの把握

人権施策に対する直接の効果測定にはならないが、市民意識調査などによる人権に関する効果測定、ニーズ把握が必要になるだろう。

3-3 個別の啓発事業に関する課題

個別の啓発事業について、あげられている課題を整理すると、以下のようなものが代表的である。企画がマンネリ化していること、参加者が固定化しており若い人の参加が少ないこと、啓発事業がなかなか周知されていないことなどである。また、自治体によっては、広く市民の参加を募るために用意できる場所が、交通の便の悪いところにあるなど、インフラ面での課題もあるようだ。このあたり、単純に啓発事業の内容面の充実だけに還元できない要因も多数あり、指標作成においても総合的な検討が必要になるだろう。

さらに、効果測定に関わって、参加者からのアンケートを実施している事業も少なくないが、アンケートの質問内容をどのように設定すべきであるのかも課題としてあげられる。

3-4 その他の課題

かつては「同和」と銘打つと、その事業に人が集まらないということがあったそうだが、近年では「人権」そのものに対する忌避意識があると感じている人権啓発担当者もいた。例えば、「社会教育」「生涯学習」と銘打つと比較的人が集まるが、「人権」だと人が減るという具合である。

ヒアリングの際、啓発事業に参加する人がどのような人か、担当者が把握する範囲であげてもらったが、自分に関係がある、興味がある、動員で声をかけられた、友だちなど人づてに誘われた、などの理由が多いようである。一方、参加しない人については、やっていることすら知らない、自分には関係ないから興味がない、「差別はダメ」の話は聞きあきた、暗い話はききたくない、めんどくさい、忙しいなどの理由が考えられるようだ。いずれにせよ、「人権」に忌避感を与えるようなイメージからの脱却が求められており、そのこと自体が啓発の大きな課題であると言えよう。

また、同和問題に関する昨今のマスコミ報道については、知識を持たない人がうのみにし

てしまい、これまで積み重ねてきた啓発実践が吹き飛んでしまうのではないかという危惧も聞かれた。

4 効果的な人権啓発に向けて

以上、人権啓発の現状についてまとめ、いくつかの課題を明らかにした。本節では、課題を克服するために、いくつか問題提起を行いたい。

4-1 体制面

まずは、人権担当部局の人員の拡充が切実に求められる。効果的な啓発事業を実施する以前に、それを実施できるだけの体制が整わないままではどうしようもない。また、人員の拡充をはかるためには、人権行政の推進に当たり、自治体内部において、人権部局が相対的に重要性の高い部局として位置付けられねばならないだろう。そうした意識の醸成のためには、自治体トップをはじめとする職員研修における人権研修が重要であり、かつ、人権啓発担当職員の養成が必要不可欠である。その際、自治体内部での職員研修のみならず、(社) 部落解放・人権研究所が実施している部落解放・人権大学講座⁶に代表されるような、さまざまな外部研修を受講することも、担当者の人権に関する知識・態度・スキルのベースアップのために求められるのではなかろうか。

また、施策・啓発事業の実践ともに明確な目標設定が必要である。目標設定のないところに発展はなく、さらに、その目標がクリアできたかどうか、一定の基準に照らし合わせて評価を行うことも重要である。その際、目標設定には必ず具体的な「人権（権利）」に関する知識・態度・スキルの養成が組み込まれるべきである。こうした人権の視点からの集約を人権部局が行い、各部局に指導を行うことができるような体制作りが必要であろう。そのためにも、人権・人権啓発に関する長期的なビジョンならびにその検証が必要とされている。

さらに、人権啓発担当職員と人推協などの人権啓発団体あるいは当事者団体などとの関係を密にし、幅広い情報収集のネットワークの形成・利用も重要であろう。

さいごに、小規模の自治体においては単独で幅広く市民に呼びかける啓発や、市民意識調査などを行いにくい状況にある。その場合、近隣自治体と協力し、幅広い施策や啓発実践を行ううえで、少ない予算でも大きな成果が得られるような工夫が必要であろう。

4-2 内容面

啓発事業の内容面についても、それぞれの事業に明確な目標設定が必要であり、それぞれの事業の集約ならびに目標をクリアできたかどうかの効果検証が必要であろう。そのためには、人権（権利）・人権問題を整理し、課題を把握したうえで、事業が設定されるべきである。そのために参考となるのは大阪府人権協会（2006）である。

大阪府人権協会（前掲）は、いわゆる人権問題学習と人権（権利）学習について整理を行っている。例えば、図 2-1 に示すように、学習プログラムを作成するうえで、人権（権利）の内容と、同和問題・女性の人権問題・障害者の人権問題などといった、いわゆる人権問題と

⁶ 部落解放・人権大学講座の意義については、上杉（2008）、部落解放・人権大学講座事務局（2008）、新木（2008）などを参章。

の関連を整理し、それぞれが企画する学習プログラムがどの人権をねらいとして行われているのかを明確にできるようになっている。このような図を参考にしながら具体的な事業を实践すべきであろう。

また、講座などの啓発事業については、その受講生が学習したことを実践につないでいくことができるような、次のステージを用意しておくことも重要である。例えば、DVに関する講座を用意したならば、相談窓口や、自治体内でDVに関する支援活動を行っている団体を紹介するなど、次の行動につながるようなしかけが必要である。

最後に、人権啓発をめぐる大きな課題としては、「人権」そのものに縁遠さを感じている人、人権は差別される人の問題であるという認識が少なからずあるということがある。誤った人権イメージからの脱却が求められており、それぞれの市民が自らの人権について学ぶ必要がある。そのこと自体が啓発の大きな課題であると言えよう。

文献

新木敬子，2008「<差別の日常>に切り込む人権教育——部落解放・人権大学講座という啓発実践をてがかりに」『部落解放研究』180号:26-49.

部落解放・人権大学講座事務局，2008「部落解放・人権大学講座の歩みとプログラムのねらい」『部落解放研究』180号:11-18.

大阪府人権協会，2006『人権学習のプログラムづくり』.

内田龍史，2007「行政職員向け人権啓発のあり方」部落解放・人権研究所編『人権教育・啓発プログラムの開発に向けて——人権教育・啓発プログラム開発研究報告書』40-47.

上杉孝實，2008「人権啓発推進リーダー養成の課題」『部落解放研究』180号:2-10.

図 2-1 人権内容構成図

【人権内容構成図 一人権(権利)の内容と具体的な人権問題の学習との関係一】

大阪府人権協会 (2006) 『人権学習のプログラムづくり』 p10-11より

区分	人権(権利)の内容	具体的な人権問題の学習例		具体的な人権問題の学習例										
		人権学習子マモ例	向和問題	女性の人権問題	障害者の人権問題	高齢者の人権問題	子どもの人権問題	外国人の人権問題	さまざまな人権問題					
総論	基本的人権の享有 個人の尊重 永久の権利 権利の濫用の禁止 幸福追求権 生命・身体の安全 国籍を持つ権利	人間の尊厳 権利と義務 戦争と平和												
	奴隷的拘束・苦役の禁止 拷問を受ける権利・被告人の権利 不当逮捕、不当拘留・拘禁の禁止 拷問・残虐刑の禁止、黙秘権 思想・良心の自由 宗教の自由、政教分離 集会・結社・表現の自由 労働の自由	買春問題 被疑者の人権 冤罪 受刑者の人権	買春問題											
自由権	居住・移転の自由 職業選択の自由 財産権	入居差別 就職差別 成年後見制度	向和地区に対する忌避 郡県地名差違と身元調査	母子家庭入居拒否 雇用機会均等										
平等権	法の下の平等、差別の禁止 (人種・信条・性別・社会的身分・門地) 法の平等な保護 家族における個人の尊厳 同性の本質的平等 婚姻は同性の合意のみで成立	差別問題 結婚差別	部落差別 身元調査	女性差別 家父長制度 家事労働の負担										
	福祉を受ける権利 教育を受ける権利 (義務教育の無償) 勤労の権利・義務 労働者の団体行動権 子どもに対する特別な保護及び援助 児童虐待の禁止	教育の機会均等 障害 労働条件・均等待遇	ひとり親家庭の支援 障害 雇用における男女機会均等											
社会権														
参政権	選挙権 請願権 国民投票													
請求権	国及び公共団体への賠償請求権													

注:「具体的な人権問題の学習例は、1つの例です。学習企画の際には、この例をさらに広げて考えてください。」